

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（佐藤孝義君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第41号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 日程第1、議案第41号 令和7年度只見町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） それでは、議案第41号 令和7年度只見町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

まず第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,525万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ63億7,525万7,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正によるところでございます。

1ページご覧いただきたいと思えます。

第1表の歳入でございます。今補正につきましては町税、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰越金、諸収入ということで、合わせまして8,525万7,000円の増額をお願いしてございます。

2ページ目でございます。

議会費から予備費まで、今回、人件費補正もございますので、各款それぞれ補正額がございまして、合計で8,525万7,000円とさせていただくものでございます。

4ページ以降、事項別明細書となっております。

6ページからご説明をさせていただきたいと思えます。

歳入でございます。

町税のうち固定資産税、また軽自動車税につきましては賦課確定に伴いまして、固定資産税におきまして613万5,000円、軽自動車税につきましては51万4,000円の増額をお願いしてございます。

国庫支出金でございます。総務費の国庫補助金でございますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ということで、これにつきましては6年度行いました定額減税、この不足給付に係りますシステム改修分の補助を見込んでございます。社会教育費の補助金でございます。重要文化財修理、防災、公開活用事業費補助金ということで、雪害におきましては旧五十嵐家。この修繕、改修に充てるための国庫補助ということで計上してございます。

県支出金でございます。県補助金の保健衛生費補助金については、生殖補助医療交通費支援事業補助金ということで、県の不妊治療に係る補助事業、交通費の補助の新たな新設に伴いましての増額でございます。

同じく県補助金でございます。農林水産業費の農業費補助金、大雪農業災害特別対策事業補助金につきましても県事業でございますが、パイプハウスの撤去、また再設置に対する補助ということで計上してございます。

県委託金でございますが、まず選挙費の委託金、参議院議員通常選挙執行経費交付金ということで、昨日の条例改正でもお願いしましたが、法改正に伴う報酬の額の増額、また委託料、歳出で出てまいります、その増額に伴いまして交付金の増額を見込んでございます。教育費の委託金につきましては、スクールソーシャルワーカーの派遣事業ということで、派遣日数等の確定に伴いまして減額を見込んでございます。

続きまして、財産収入でございます。配当金、東邦銀行の株配当、また会津電力の下部配当金。これにつきましては当初予算で計上すべきものでございましたが、未計上となっておりますので今回増額をさせていただくものでございます。

繰越金につきましては前年度繰越金1,965万円を計上させていただきました。

8ページでございます。

雑入でございますが、まず町有建物等損害保険金につきましては、旧五十嵐家、また学習センター、奥会津学習センターの雪害等に伴う損害保険を見込んでございます。物件移転補償費につきましては、国道289号の入叶津地内の道路改良に伴います光ファイバーの移転補償ということで見込んでございます。その下、クリーンエネルギー自動車の充電・充てんインフラ等導入促進補助金ということで、これにつきましては湯ら里に設置してございます

E Vの急速充電器の更新に伴う補助を見込んでございます。一番下、J R只見駅乗車券類簡易委託販売手数料ということで、券売委託を受託してございますので、その販売手数料ということで一年分見込んでございます。

9 ページから歳出となります。

各科目におきまして、4月1日の人事異動、また、そういった人事異動等に伴います人件費の補正をそれぞれ計上してございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

9 ページは人件費のみでござひます。

10 ページでござひます。中段、財産管理費の火災等保険料でござひますが、これにつきましては集会施設の火災保険料の増額をお願ひするものでござひます。令和5年度まで、集落負担において各集会所の火災保険、加入をいただひておりました。6年度から、町の町村会の火災共済に加入されている部分については町負担で、集落それぞれ民間の火災保険加入されてる場合には補助金という形で集落の負担軽減を図ってまいりましたが、令和7年度からは全て、町村会の火災共済、共通したものに加入したほうがいい、加入するというひことで、今回、17集落分の集会施設の火災保険料について増額をさせていただくものでござひます。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 7目、移住交流費、委託料10万円でありまひす。緊急安全措置業務委託料としての計上をお願ひするものです。例年、空き家対策というひことで緊急の場合に備えて予算を計上しておりましたけれども、当初予算で今回計上をしておりませんでしたので計上させていただくものです。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長。

○総務企画課長（増田栄助君） 続きまして、情報システム管理費の手数料です。電柱共架物移転手数料というひことで、これ、歳入でも若干申し上げましたが、289号国道の入叶津地内の道路改良に伴ひます光ファイバーケーブル等の移転手数料というひことで増額をお願ひするものです。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 10ページ最下段になります。12目、交通安全対策費でござひます。補助金といたしまひして急発進防止装置購入補助金20万円でござひます。昨年9月の補正でこちらの補助金のほう計上させていただきましたが、当初予算のほうで計上が漏れておりましたので、今般、6月補正でお願ひをするものでござひます。

11 ページ目にまいりまして、款の2、総務費、項の2、徴税費、1目の徴税総務費につきましては人件費等の補正でございます。2目、賦課徴収費でございます。委託料、e L T A Xシステム更改業務委託料につきましては、新たに入れ替えとなりました端末2台にe L T A Xシステムを入れるものでございます。その下、税システム改修業務委託料95万6,000円につきましては昨年実施しました定額減税の給付金に対します補正を行うためのシステム改修の委託料となっております。

最下段、同じように項の3、戸籍住民基本台帳費でございますけれども、人件費のみの補正となっております。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 12 ページ、選挙費でございます。参議院議員通常選挙費ということで、報酬につきましては非常勤職員の報酬ということで、投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人、それぞれ、昨日の条例改正に伴います報酬額の改訂に伴います増額をお願いするものでございます。委託料でございますが、ポスター掲示板の取付・撤去委託料ということで、これにつきましては当初、8区画で想定をして予算計上をさせていただいたところでございますが、県のほうで10区画での作成ということで通知がございましたので、県下統一での掲示板ということで、今回40万円の増額をお願いしてございます。

統計調査費については人件費の補正になってございます。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは民生費の説明の前に資料の配付の許可をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤孝義君） 許可しますので配付してください。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 配付終わりましたので説明をお願いします。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、12 ページ目最下段の民生費、社会福祉費、社会福祉総務費でございます。給料から共済費にかけましては人事異動による補正となっております。13 ページ、委託料でございますけれども、委託料としまして職員研修委託料。こちらにつきましては、福祉・医療関係でカスタマーハラスメント、パシエントハラスメントといったものが最近、散見されるようになりましたので、そちらの対策セミナーを開催するための費用ということで計上をさせていただきました。

続きまして、買い物支援事業業務委託料でございます。こちらにつきましては、ただ今お配りしました資料をご覧いただければと思いますけれども、昨日、先日の一般質問の中でもありましたが、今回、買い物支援事業のモデル事業ということで、商品宅配サービスのほうを実施しようということで計画をしております。目的としましては、移動販売事業者の撤退によりまして、日用品や食料品の購入が困難な方を対象としまして、商品の宅配サービスを実施しようとするものでございます。内容についてはポンチ絵ご覧いただければと思いますけれども、基本的には利用される方、消費者としまして協力店に電話で注文をしていただき、協力店のほうは配送事業者に配送を依頼をしまして、配送事業者が消費者へ商品を配達、代金を回収し、協力店に代金をお支払いするといったようなシステムになってございます。今回、モデル事業としまして、協力店ということでブイチェーンさんをお願いをしようということで今、話を進めてございます。また、配送事業者としましては、やはり日中帯、新たな車の購入等が不要であり、人材も確保できるという理由で、観光公社のほうをお願いをしようというふうに関今のところ進めているところでございます。配達日及び配達時間等につきましては、今回、予算を確保後に詳細については検討をする予定にしております。

補正予算の内容としましては、基本的には主に人件費ということで計上をさせていただきました。今回、観光公社のほうで使用する車両が町で無償で貸与している車両を使用することで、燃料費のほうについては別事業のもので対応するというところで今のところは話を進めてございます。またあの、普通車輛を使つての配達となりますので、配達時に必要な保冷バッグ、保冷材等につきましては、この委託料の中で購入ということを考えているものでございます。

続きまして、操出金でございますけれども、国保事業特会への操出金ということで、こちらは本算定によりまして減とさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 13ページ下段、児童福祉費の4目、保育所・認定こども園費でございます。1節、報酬から14ページの共済費までは人事異動に伴います補正でございます。17節、備品購入費、管理用備品につきましては、こども園送迎バス2台の維持管理の為、エンジン式の高圧洗浄機1台の購入をお願いするものです。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、14ページ下段の衛生費、保健衛生費でございます。保健衛生総務費及び環境衛生費につきましては人事異動等に伴う補正となっております。

最下段の保健事業費でございますけれども、こちら扶助費ということで、歳入のほうでも説明があったかと思っておりますけれども、今年度開始の県の事業で、不妊治療に係る交通費の助成分の支出分ということで計上をさせていただいております。治療1回にあたりまして通院8回目までということで、助成の対象になるということでの計上でございます。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 15ページになります。農林水産業費。2目、農業総務費でございますが、給料から共済費まで、定期人事異動等による減でございます。

3目、農業振興費ですが、報酬につきましては人事異動等に伴う職員配置により、会計年度任用職員1名追加による増でございます。共済費まで同様でございます。最下段、負担金、補助及び交付金でございますが、補助金として大雪農業災害特別対策事業補助金、歳入でも説明ございましたが、今冬の豪雪により農業用のパイプハウスの倒壊等に伴う県創設の特別対策事業ということで、施設の撤去について5件、県補助で2分の1となります。さらには施設の復旧、再建築といたしますが、2件、そちらについてはトマトハウス1件、水稲1件、県補助が3分の1、町が3分の1上乘せというようなことでの事業展開となります。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田功君） 16ページ、交流施設費であります。14節、工事請負費でありますけれども、歳入でもありましたが、湯ら里にあります電気自動車用急速充電器の更新であります。こちらのほう、NTTドコモの3Gの店舗を使っているんですけども、12月に終了するということで更新が必要になりましたので更新するものであります。17節、備品購入費でありますけれども、湯ら里の給湯一次ポンプの予備ポンプとして55万円で予備ポンプを備えさせていただくものであります。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 7目、農地費でございます。委託料になります。160万。河川法許可申請資料作成業務委託料でございますが、こちらにつきましては水利権更新に係る資料の作成業務の委託ということで4件を予定しておるものでございます。

項の林業費、1目、林業総務費でございます。こちら給料から共済費まで、定期人事異動による増でございます。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 17ページであります。商工費でありますけれども、1目、商工総務費につきましては人事異動に伴うもの。

3目、観光費であります。1節から3節までは人事異動に伴うものであります。8の旅費についても同様でございます。7節の報償費でありますけれども、13万5,000円あります。今般、南会津振興局において、只見町を応援するショート動画コンテストというものを、只見町応援ということで実施していただけるということです。これについてはやはり只見線の長期の運休、そして、国道252号線の出逢橋の落橋による只見町の影響を考えていただきましての只見町応援ショート動画コンテストになります。それに伴い、町のほうで賞品等の報償費を計上し、その事業を支援するものでございます。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 18ページになります。土木費になります。

1目、土木総務費、共済費でございますが、率変更による増になります。

続きまして、項の河川費。1目、河川費でございます。委託料として河川維持管理業務委託料ということで、道路等では維持管理委託ということで実施をしておるところでございますが、河川についても同様に工種ごとの委託額に基づいて迅速な維持補修を行うというようなことを目的に今回400万円をお願いをしております。現在、河川、2河川について予定をしております、財源については今後対応、随時対応するための予算ということでお願いをしたいものです。

続きまして、4項の住宅費でございます。1目、住宅管理費。補助金803万6,000円、克雪対策事業補助金の増をお願いするものです。当初予算1,000万円で計上させていただきましたが、今冬、相当、雪が、大雪がございまして、予定の申請額よりも多かったということで、今回、適正申請があったものについて全額803万6,000円を補正をしたいものです。克雪対策事業の申請としては70件でございます。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 18ページ目最下段になります。

款の9、消防費。項の1の消防費。1目、非常備消防総務費でございます。先般、ご議決

いただきました消防団の定数、併せまして報酬の改訂がございました。そちらの団員の年俸の改訂によりまして差額分を補正をお願いするものでございます。団員の年俸336万6,000円。併せまして機関員手当につきましては班長手当ということで、こちら改正に合わせて減額をさせていただくものでございます。19ページ目にまいりまして、2給料、共済費につきましては人事異動に伴うものでございます。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 19ページ下段、教育費でございます。

1節、報酬から人件費につきましては定期人事異動に伴う所要の補正をお願いしてございます。

20ページにまいりまして、5目、奥会津学習センター費の10節、需要費、修繕料につきましては豪雪等の影響によりまして男子寮の窓枠等の一部が破損いたしましたので修繕料の増額をお願いするものです。なお、雪害等の修理費用としましては、歳入で説明のありました建物等の損害保険金を予定してございます。

下段の2項、小学校費から21ページの3項、中学校費につきましては定期人事異動に伴うものでございます。

22ページにまいりまして、社会教育費。2目、文化財保護費の10節、修繕料から14節の工事請負費につきましてご説明いたします。

今冬の豪雪の影響によりまして、国重要文化財に指定されている旧五十嵐家住宅の建物の一部が被災し、国・県への届け出によりまして5月20日に文化財建造物保存技術協会の担当者の方に来町いただきました。現場にて復旧についての対応を協議してございます。その被災状況としましては、建物内部の小屋梁の折損2箇所、正面縦柱の折損1箇所、軒桁の変形1箇所でございます。今後の復旧方法としましては、屋根全面の下地を剥がして、被災箇所の修復を予定してございます。保存修理工事に係る予算として施工管理業務委託料500万円、保存修理工事4,500万円の概算5,000万円を予定してございます。なお、財源につきましては建物損害保険金のほか、国の災害復旧事業として建物損害保険金を差し引いた額に補助率上限85パーセントを見込んでおります。

修繕料につきましては、復旧工事までの間、応急の補強修繕として既定予算を使用させていただきますので今後の一般修繕料としてお願いするものでございます。

22ページ下段、2目、体育施設費になります。10節、需要費の修繕料につきましては、

現在、町下グラウンドにございます7基のLEDの照明のうち、2基の一部が電球切れとなっておりますので、LED照明の取り替え修繕をお願いするものです。

23ページにまいりまして、3目、給食センター費。12節、委託料の調理業務委託料につきましては、当初予算において消費税を見込まない額で計上するという誤算がございました。大変申し訳ございませんが、今回、不足額について増額のお願いをするものです。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 23ページ、最後になりますが、予備費でございます。今回2,662万5,000円の増額をさせていただいて予算の調整をさせていただきました。

24ページからは給与費明細書ということになってございます。特別職、一般職、計上してございますのでご覧いただきたいと思います。

以上、補正予算、説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 間違っていると悪いと思いますが、令和7年度の一般会計補正予算だよな。当年度だな。

実は一般質問の時の、政策監の給料について、3月当初には間に合わなかったでねえがという記憶なんけども、間違いなければ。そうすると、4月の給料はもう既に支払われたと。

5月も支払われたということなんで、それはどこから出したのかということをお伺いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 政策監の給料につきましては、この補正予算の中で申し上げれば、9ページの、

○3番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○総務企画課長（増田栄助君） いや、科目としては9ページにございます総務費の一般管理費から支出をしてございます。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 13ページですね、委託料の中で先ほどありました買い物支援事業について若干質問いたします。

それである、大変良かったなと思うんですけども、この運営にあたってですね、注文の際の品物と、結局、電話で注文されるわけですから店頭ではなかなか品物が、どういう品物があるかわからない。そのお店にどういった品物があるのか。カタログみたいな案内状があれば便利なのかなと思うので、そういったところはどういうふうにされるのかなということと、それとこれ、毎日、3地区に行われるものなのかな。毎日毎日、3地区をまわるのはなかなか大変ではないのかなというふうに思いますので、毎日行われるのか。それとも、また3地区全部に行われるのかお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） ただ今のご質問でございますけれども、現時点でカタログの準備というのは、予定はしておりません。今回、モデル事業ということで、需要が、こういった商品宅配の需要があるのはわかっているんですけども、こういった傾向があるのかとか、こういった品目が一番こう、買われているのかとか、そういったところをリサーチする意味もあつてのモデル事業となつてございますので、今回はブイチェーンさんのほうにお願いをしまして、電話等でこういった商品があるかどうかを注文いただいて、ないものはないと言つていただくしかないのかなということで、現時点ではカタログを準備してということとは想定はしておりません。

あと、毎日やるのかということにつきましては、今回、予算計上するにあたっては平日の日中は毎日できるような形での人件費の計上とさせていただいております。しかしながら、地区はやはり分けないと、なかなか無駄な時間が多くなつてしまいますので、地区ごとに、そこは実施をしようかなということで検討はしております。今回、ブイチェーンさんに協力をお願いするというので、たすかる便が運行されている地域については回数を減らすとか、行っていない地域は増やすとか、そういった検討も今後していくことにはなるのかなと思うんですけども、現時点では毎日やる想定で考えてはおります。

○議長（佐藤孝義君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 課長もよくご存じであると思つてはおりますけれども、なかなか買い物に行けないところというのは配達が困難なところにもなります。それである、ポツンと一軒家で

はないですけれども、ポツンと離れたところに1品届けるといふような事態も今後想定されるので、なかなかこれ、整合性をとって、全ての町民に平等にということが難しいのかなというふうに思いますけれども、せっかくこれから始められるんで、そうしたところの整合性をとられるということと、あとカタログについては、ブイチェーンさんのほうに協力をお願いして、もし出されるものなら出していただければ、値段もわかりますし、ただ商品の注文の時に値段もわからないで注文する。そして、またその時にこれはいくらです、これはいくらですというふうなやりとりがなされるとすれば、そこで時間もかかるということなので、なるべくあの、生協さんやってくれるところは、方はわかると思うんですけれども、生協のチラシが入ってくると、写真入りの値段入りがあって、そこをポチンとチェックするだけで注文ができるという形になっています。そこまでできるかどうかというのは、ブイチェーンさんのほうのご努力にもよるとは思いますけれども、是非そういった形でタイムロスと、あとはあの、その買い物弱者の方々が全て平等に恩恵を受けられるような形のシステムづくりをお願いしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 確かに、本当に注文される時に、値段がなかなか、電話では伝わらなかつたりということもあるだろうということは想定はしております。ちょっと細かいところはこれからの打ち合わせにはなるんですけれども、現在、チラシ等を、たぶん、新聞広告等で入れられていますので、そちらをうまく活用した形で進めていければなど。また、協力店に非常に負担がかかってしまっても、なかなかここは難しいところなので、ここはモデル事業という中で、いろんな、試作というか、試しながら進めていければなどというふうには思っています。

また、配達がなかなか困難な場所というのも想定されなくはないのかなということで、先ほど3地区と言いましたけれども、同じ地区であっても、その集落内で、集落で配達日分けるとか、そういった工夫によって、なるだけ利用したいという方に手が届くような事業になるように、今年度一年かけてモデル事業ということで、そこは詰めていきたいなというふうにご考えております。

○議長（佐藤孝義君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） それと、これ、配送事業者は、また観光公社に頼まれるということなんですけれども、昨日の一般質問でも申し上げました、観光公社、今でも人材不足で、これ

からも人材を募集して、これから観光事業に乗り出していかなければならない大変な時でもございます。ここでまた一つ業務を増やして、はたして、そちらのほうの、これから造られるであろう複合施設等の運営に差し障りはないか、町長のほうから答弁願います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

観光公社、第三セクターのことでございますので、今、社長ではございませんので、なかなか、答えにくいところもありますけども、町としては観光公社という名称ですが、まちづくり会社という位置づけで様々な分野にわたって、議員おっしゃるように、買い物に困難をされている方とか、様々な方々の福祉的要素もございます。

併せまして、やはり経済合理性、どこまでも経済合理性というわけにはいきませんが、ある程度の経済合理性も考えながら、事業の組み立てをしていかないと持続性が難しくなります。そういったことで今般も商品宅配サービスモデル事業ということで、あくまでもモデル事業でスタートして、その中で実証になりますけど、継続できる要素と、あとは改めなければいけないところとか、様々、課題が出てくると思います。そういった中でその、一年間、モデル事業をやってみて、中間報告もあるかもしれませんが、その中の課題があれば、また改善をしていかなければならないと思いますし、あと議員おっしゃっていただいたように人材不足、これが本当に大きな課題でございますので、ちゃんと研修を積んだ人材の確保、育成ということも併せてやっていかなければならないというふうに思っておりますので、ただ今、議員からいただいたご指摘・ご提言等を踏まえまして改善並びに努力をしてみたいというふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） ほかにございませんか。

5番、目黒道人君。

○5番（目黒道人君） 10ページの移住交流費と、それから交通安全対策費。そして、飛んで23ページの給食センター費について、それぞれ説明がありまして、10ページの件、二つに関してはちょっと、当初に忘れちゃったということでした。で、23ページの学校給食センター費は消費税分の誤りということでした。そういったことないように、一言、指摘ということですけども、何か特別な事情があれば教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 移住交流費ですけども、申し訳ございませんでした。

昨年度、行政代執行によりまして、その費用を計上しておりました。今年は行政代執行が予定されていないので、その分の予算、この緊急安全措置業務委託料、その分のやつをそっくり落としてしまったんですけども、例年、本当はその中に、行政代執行以外の分の予算を計上していたのを誤って当初予算分そっくり落としてしまったというのが原因となっております。これはまあ、事務処理のミスでございますので、お詫び申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長。

○町民生活課長（目黒康弘君） 10ページでございます。12目の交通安全対策費、急発進防止装置の購入補助金でございます。昨年9月のほうで補正をさせていただきましたが、当初予算のほうで、こちらの分が抜け落ちていたということで、こちらのほうは計上漏れということになりますので、こういったことないように気を付けさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 先ほどの給食センター費の委託料でございますが、消費税を見込まない額で計上したということで、当初、消費税込みで計上していたという勘ちがいというところでありましたので、今後、このようなことがないように確認をしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○議長（佐藤孝義君） 9番、矢沢明伸君。

○9番（矢沢明伸君） 13ページの、先ほど買い物支援事業委託料については10番議員のほうから細かな分、質問されましたので。先ほど町長のほうからも、今回、モデル事業ということで実証実験的なスタートですというような話ありました。この事業、本当、スタートして良かったなということですが、まずこの事業を町民への周知を、まず丁寧にしていただいて、やはり、もう日常的に使われるので、この使い方、連絡先とか、よく、前に、雪んこタクシーのあの掲示を、ちゃんと掲示しておくとか、やはり、そんな感じ、いつも見えるような感じの周知チラシを工夫していただくこと。

それから、先ほど課長からも話ありましたが、この、こういう仕組みの中でいろんな課題が見えてくると思います。協力店、配送事業者、消費者、それぞれの中ではやはり、いろんな流れで課題が出てくると思いますので、それぞれの（聴き取り不能）するばかりじゃなくて、周知も、実行する段階でもう、やはり民生委員の方、それから、あとは生活支援サービス（聴き取り不能）でしたっけ、そういう方で加わってらっしゃる方、やはり買い物が不便な方というのは、やはり介護サービスを受けられてるとか、そういう対象の方も多いかと思

うんで、なるべくその使ってらっしゃる方の生の声も、そういう方から是非、聴き取りながら、全体でこのサービス、モデル事業、実証実験として、有効的に、そしてしっかりした制度設計できるように是非お願いしたいなと思います。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 様々なご提言ありがとうございます。

やはりあの、こういった制度、町民の方に本当に使っていただくためには、やはりこう、制度として上手に伝えること。あとは、先日の一般質問でもありましたけれども、どうしても福祉事業なので対象者が限られてしまう。だけれども、やっぱりそれを使えない人でも知ってもらおうということで、支援が繋がるということになるのかなというふうには思っておりますので、本当に民生委員の方には、本当に周知、あとは様々なお声があがった時のつなぎ役という形でお願いしようかなというふうには考えてございます。

またあの、保健福祉課のほうで社会福祉協議会と生活支援体制整備協議体という事業を委託をしております、その中に様々な関係機関の方に集まっていたいて、地域のその課題であるとかを話し合う場がございます。その中でもやはり、この移動販売が撤退した後に、宅配サービスはやはり町内では必要であろうという声がやはりたくさんありましたので、そういった中でも、このモデル事業という形でスタートはしますけれども、あくまでモデルですので、やはりやっていく中で課題が出てきたら、都度、変えていけるような、走りながら変えていけるような事業にはしてまいりたいと思いますので、今後ともまたお気づきの点がありましたら、色々教えていただけるとありがたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤孝義君） 9番、矢沢明伸君。

○9番（矢沢明伸君） 今、課長言われたように、是非お願いします。

あと、この仕組みは、その買い物に不便というか、それに困ってらっしゃる方だけのものじゃなくて、もう買い物の弱者、それから買い物支援事業については、前にも一般質問、いろんな方がございました。やはり地域の大きな課題として今あるわけですので、対象者ばかりのものじゃなくて、町全体、地域の課題の一つとしてスタートしたわけですので、やっぱり関連する方々、それから先ほどの生活支援の協議体とか、そういうところでやはり情報交換、積極的に行っていただいて、良い制度に是非していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤孝義君） ほかに。

7番、小沼信孝君。

○7番（小沼信孝君） 今の13ページの買い物支援について皆さんから出ましたが、1点あの、対象者ということですが、やっぱり買い物支援ですので、買い物弱者ということで再三、お話ししているつもりですが、これはやっぱり最初からモデルであろうが、何であろうが、しっかりとした対象者を決めてかからないと、なかなか、トラブルの元になると思いますので、その辺ちょっと、決まっているものがあれば教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） こちらの事業の対象者につきましては、基本的には高齢者という形で今回はスタートをさせていただきたいというふうに思っています。ただですね、本当に年齢で区切ってしまうと、なかなかあの、例えば64歳であれば使えないとか、困っているけど使えないというのは、なんというか、本末転倒なのかなというところもありまして、ある程度の区切りはまあ、基本的には高齢者ということでスタートはさせていただきますけれども、生年月日を確認をしてとか、そういった厳密な形では、今年度の運用というのは考えてはおりません。たぶん、運用していく中で、あの人は使えているのに私はダメなのかといったような、たぶん、お話も出てくるだろうということは想定をしておりますけれども、やはりあの、どうしても買い物弱者というものは年齢や性別で区切りができる方ではないのかなとは思っておりますので、本当に実証実験ということで、今回、そういう形でスタートさせていただきますけれども、最終的には町内にお住まいの方で、買い物に困っているという方であれば、みんなが使える制度にしていきたいなというふうには思っております。けれどもまあ、最初からあまり門戸を広げますと、協力店さんも、配送事業のほうも、まわらないという状態になってしまうとまた困りますので、広義の意味で、基本的には高齢者ということでスタートしたいというふうには考えております。

○議長（佐藤孝義君） 7番、小沼信孝君。

○7番（小沼信孝君） なかなか、高齢者という括りでやると難しいことだと思いますが、必ず、やっぱりこういったことになれば、私も、俺もという話になると思いますので、その辺あの、出てくる話だと思いますが、その辺をしっかりと聞いて、しっかりとした事業にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤孝義君） ほかの方ございませんか。

平山真恵美君。

○6番（平山真恵美君） 13ページの民生費の12番の委託料の中に職員研修委託料という中で、カスハラ、ペイシメントハラスメントの研修ということで予算があがってきておりますが、実際、この研修については、今、世間でもその対応に、いろいろ対応に困っているというようなお話は受けておりました。そういう状況も見られるんだろうなと思いますが、職員のこういった方達が対象になって、こういった内容で受けられるのかというところ教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） このセミナーにつきましては、保健福祉課の職員。あとは朝日診療所の職員、勤めている方。あとは、まだ確定ではありませんけれども、南会津会、只見ホーム、あさくさホーム、こぶし苑等の職員の方も参加できれば対象としたいなというふうに考えております。

やはり内容としましては、どうしてもその、利用される方からの、暴言とまでは言わないものの、やはり職員に対しての高圧的な物言いであるとか、どうしてもサービスが、自分の思ったとおりにいかないといった時に、どうしてもそれが職員にあたってしまうということが散見されるようになりまして、なかなか人材確保も難しい業種でありますので、こういった事例が発生した場合に、職員としてどう対応すべきなのか。我慢することが全てではなくて、やはり通報が必要な時は通報すべきだよとか、そういった基本的知識を、福祉の里と呼ばれるあのエリアで、同じレベルでみんなが対応できるように、ということで今回は企画をしたものとなっております。

○議長（佐藤孝義君） 6番、平山真恵美君。

○6番（平山真恵美君） 承知いたしました。

関係性の中で育まれる現場であると思いますので、むしろあの、その職員の人達の共通の認識というのもとても大事なかなと思いますので、是非、研修受けていただいて、皆様の意識が変わったり、あと、その利用者の方達との関係性がうまく流れるようお願いしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） ほかの方。

11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 10ページの緊急発進防止装置の、これ、利用実績と、22ページの五十嵐家住宅の改修工事の際、見学は可能なかどうか、2点お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） お質しの件にお答えをさせていただきます。

10ページの急発進防止装置でございますが、昨年9月に補正をさせていただきます、3件、実績がございました。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 旧五十嵐家の内覧の件だったと思いますが、一般公開については4月26日から入口のほうを施錠しまして、外観のみの公開とさせていただいております。

○議長（佐藤孝義君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 22ページの旧五十嵐家なんですが、大変なお金がかかるなど感じております。先ほど、下段のほうで、財源の内訳、ちらっと説明いただいたんですが、ちょっと、もう一度、その財源の内訳教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどのご質問にお答えします。

旧五十嵐家の財源につきましては、先ほど歳入のほうでご説明ありました建物損害保険金のほかに、国の災害復旧事業として建物損害保険金を差し引いた額に補助率上限85パーセントを見込んでございます。

○議長（佐藤孝義君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 確認したかったのはですね、やはり、こういったものを保険が掛けているという認識でよろしかったでしょうか。というのは、その前には県の重要文化財あります。去年でしたか、やはり大雪で萱が抜けたりして、大変なお金がかかっております。しかし、去年ぐらいの雪はですね、たぶん、まだまだ、この先も温暖化によって雪が重たくなっていたりして、非常に藁ぶき屋根には大変な負担がかかってくるんだなと思っております。県の重要文化財、それから国の指定した重要文化財には、要するに普通の民家ですと建物共済的な保険掛けられてる方もおりますが、そういったものの保険は県で掛けていらっしゃるのか。国で掛けていらっしゃるのか。町で掛けていらっしゃるのか。その辺のところを教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 町のほうで掛けてございます。

○1番（中野大徳君） ちなみにあの、保険料はどのぐらいですか。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長。

○総務企画課長（増田栄助君） すみません。今ほどの火災共済の話でございます。

ちょっとあの、保険料については、今ここではっきり、ちょっと資料持ってないので。総務課で一括して町有財産を掛けてございます。今回の補正の中でも、火災保険料ということで57万5,000円増額させていただいておりますが、当初予算でこの科目のほうに、一応、一般会計分は全てまとめて計上させていただいておりますので、町有財産についてはそういったことで整理をさせていただいておりますが、ちょっと、保険料の額までは、ちょっと今、はっきりは申し上げられませんので、申し訳ありません。

○議長（佐藤孝義君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 13ページのほうで、買い物委託料で、小沼さんが問い合わせしたこと、大半はそれでわかりましたけれども、あと二つほど、やはりあの、試行を重ねて、良い結論を導き出すという話なんです、やはりその、なんだろう、さっきも言われた、俺は該当しなくて、あつちが該当したみたいな話になりやすいし、行かれても、できれば頼んだほうがいいかなという人も出てくるかなと。そうした時にやっぱりあの、対象者の絞り込みないしは名簿というのは最終的には必要になってくるけれども、なんだろう、これあの、どうすればいいと言ってるわけではなくて、はっきりさせるために名簿を作って搭載して、それに対して搭載書のような形で、誰かが何かを言っても、じゃあ、これもらってきたらよかべというようなことが良いのかな。大半はあの、小沼議員の話で済みましたが、まあ、そだごどを考えておりました。

二つ目なんです、この買い物支援事業は委託料だそうですが、これが普通のあの、コンサルタントに委託するとわけが違って、労務を委託するわけです、この労務の委託先にあたっては二つの業者が絡みますが、これは二つの業者に対して事業主体が町であるので、町が二つの業者に対して二本の委託料をとるというのか、ほかの方法あるのか。まず、これ一つと、それからその、委託という労働形態というのは、労働法に規定してありまして、労働法に委託、請負、雇用と三つありますが、厳密にこの労働法を拝見した根拠のある委託ですか。まあ、一般会計の中にある委託料は主にコンサルタント委託とか、そういったものが多いものですから現実には労働者が手足を動かして道具を使ってという、いわばその事故なり怪我を想定できるようなものではないものですから、ここの委託はあくまでも労働法に、労働三法に関係する、規定する委託ということで承知してよろしいですか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 最初のあの、対象者の絞り込みの件でございます。それについては、当初、我々も、例えば登録制にしようかという話もさせていただいたんですけども、先ほど申し上げましたとおり、じゃあ、どこで区切るのかというところが本当に難しいところでございますので、今般のスタートとしましては、お知らせする方は基本的には高齢の方と。あとは、本当に買い物に困っている方ということで、あえて絞り込みはせずに実施を開始しようというふうに考えてございます。その後で、もしかしたら絞り込みになってしまうかもしれませんが、始めのスタートとしてはしない方向で考えております。

委託料の契約先についてでございますが、今回につきましては配送事業者のみと業務委託契約ということで、配送業務を委託するという契約になってございます。大変、私、詳しくないので、その労働法に規定するものなのかということにつきましては、すみません、お答えできないということにはなりますが、他の事業であっても、業務委託という形で委託をさせていただいておりますので、そのような認識でおりました。

○議長（佐藤孝義君） 3回目です。

酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 私もそんなに詳しいわけではないですが、これあの、実益を伴う労働ということで、労働関係法に該当すると承知しております。以前、私もそちら側の席におった時に、労働組合か何かで、その件について随分、問い合わせしたことがありまして、何故かといいますと、さっきも申し上げましたコンサルタント契約だとか、あるいは業務契約という、その曖昧な、労働法からいうと曖昧な形での契約の中でやりますと、例えば重大な事故が、死亡事故が起きたとか、委託作業中にですよ、その際に、その責任は誰が持つかということになりますと、なかなかその、労働をしている時に起こったということになると、労働基準監督署、これは人事院ではなくて民間ですから労働基準監督署あたりは黙っていませんので、その辺を確認したうえで、できることなら委託先に、そういった従業員管理という中でやっていただいて、委託をもって労働の成果は町が得るということを確認されてやっていただきたいなど、そう思うわけでございます。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） ありがとうございます。

今回の委託契約につきましては、会社、法人が定款に定める業務を行うという、そこに業

務委託をするという形になりますので、おっしゃってるその労働法に関する部分については、たぶん、個人委託の場合のことかなと、私、勝手に今考えたんですけども、会社のほうでそういう労働基準法等に則った業務をされるということでご理解いただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） ほかの方。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 13ページの買い物支援のところの、についての質問でございます。

会社名出されたということは随意契約かなというふうに考えておきまして、一旦、ちょっと町の随意契約の考え、最近、随意契約が非常に多いなというところ、予算委員会でもお伝えしたところなんですけど、ちょっと町の随意契約の考え方についてのご説明を最初お願いしたいなと思っております。

私の、私、行政の実務経験ないもので、間違っておりましたらそこも指摘いただきたいんですが、基本的には競争入札が原則ではないかなと、あくまでも随意契約というのは、異例と申しますか、例外的に認められているものであるというふうに承知をしております。そのうえで、金額的なものであったり、専門性なものであったり、技術的なものがあつたりする場合には随意契約かなというふうに承知しております。

ほかの自治体ではですね、随意契約は理由の説明書みたいなものを公開されておきまして、透明性というものを担保されているという実例がございました。只見町にもそういったところ、随意契約が多い実状にはなっていくのかなとは思いますが、そうすると、そういった場合の考え方というものの必要かなと思いますが、まず、ちょっと、随意契約についてのお考えを確認したいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長。

○総務企画課長（増田栄助君） 随意契約についてのお質しでございます。

議員おっしゃるとおりに、基本的にはあの、地方自治法であつたり、財務規則のほうに、その随意契約できるものということで定めてございます。基本的にはそれに則って、緊急性があるとか、あとは競争が働かないものとか、あと金額によって、（聴き取り不能）随意契約でいいですよというものもございます。そういった基準に則って行うことは基本としておりますし、おっしゃったように随意契約が必要な場合には、その理由書も、起工伺いの際に付けていただいて、正当な理由であろうということで契約をさせていただいているものでございます。

○議長（佐藤孝義君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） この事業、モデル事業というふうにご説明いただいております、よくモデル事業というのは、国県の補助だとか、というものを使ってやるものかなと承知しております、財源拝見すると町単独ということでございます。それほど町が本気になってやろうとしているところを読み取っているところでございます。で、トライアンドエラーでされていくということなので、このポンチ絵もいただいているんですけども、例えばまあ、いろんなこと予見されていると思いますが、例えばまあ、保冷車をお持ちじゃない会社ではないかなと思っております。逆に先ほどの随意契約で申しますと、保冷車を持っている配送している会社も町内にはあるなと思っておりますので、そういった部分も踏まえて随意契約というところと、その透明性というものを、透明化をしていただきたいなという趣旨でもありました。

そのうえで、このポンチ絵のですね、昨日の町長の答弁等もありましたけれども、アイデアを企画にしていく人材というのがなかなか稀有であるなというところございまして、皆様のお言葉でいうとP D C Aが、このポンチ絵にはないんです。モデル事業で企画を良くしていこうとなったら、この数字でいうと、代金回収の5番で終わっておるんです。モデル事業でやるのであれば、それに対して、誰が責任を持ってやるのかという、誰が事業を磨き上げていくのかという視点が落ちておるなという指摘であります。ですので、この三角の真ん中には担当課である保健福祉課になるのかもわかりませんが、どなたが消費者からの改善のお声を受けて、どのようにしていくのかと。こういった委託事業というのは基本的には他社、他責になりやすいなと。町としてはお金を、委託を払っておりますからという姿勢になりやすいところを、最初にポンチ絵で真ん中に責任の所在を明らかにしていく。いろんなお声、三事業者から、最初、消費者も含めて三者からのお声を町が責任を持ってより良くしていくというP D C Aサイクルが、この紙にはあったほうがよろしいんじゃないかなという視点で質問されましたので、そういった視点をお持ちいただけるかという質問の内容になります。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） ただ今、ポンチ絵についてご指摘いただきまして、本当にまさにそのとおりだなと私も思いました。どうしてもその、事業を説明する、こういった形で、この事業を、モデル的に実証しますよという説明に終始してしまったポンチ絵になってしましまして、それについては私も反省をさせていただきまして、そういった観点でのもう一度、

こちらは精査をしたいというふうに思っております。

確かに保冷車をお持ちの配送業者も町内にもいらっしゃるでしょうし、本当に配送を生業としている事業者も町内にはいらっしゃいます。ただ、やっぱり、今回はどうしてもモデル事業ということで、その事業者さんのほうに、やはりあまりご負担をかけてしまって、やはりこの次からできないといったことに、ちょっと町のほうではしたくないなというのもありましたので、今回は運転手の確保が容易で、車も既に、保冷库ではありませんけれども、運用可能だということでの事業開始ということで町のほうで企画をさせていただいたものでございます。やはりトライアンドエラーという話もありましたけれども、その中でやはり、より良い事業を作り上げていくべきものだと思っておりますので、ただ今のご意見参考にさせていただきまして事業を進めてまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（佐藤孝義君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 18ページの克雪対策について伺いたいと思います。

この議場でもですね、事業の在り方というか、補助金の制度というか、そういったところお話したことあったかと思いますが、毎年、この時期に多くの補正が組まれております。以前その、当初でもっと上げてはどうかというお話もさせていただいたような気もしまして、いろんなご事情もあるんだなというふうには汲んでいるところでございます。

当初で例年と変わらず1,000万で、例年と同じようにこの時期で補正をあげていくというところで、その予算編成にあたってどのような協議をされて、当初は1,000万にしよう。で、あとは追加で補正にしようというような、その意思決定というか、意思決定のプロセスがちょっと不透明なもの、を知りたいので、そこの1点だけで結構でございますので、そこをご答弁いただけるでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議員お質しのとおりですね、過去数年、ずっと、こういった形での補正、予算を計上でお願いをしているという実態は確かにあります。

担当課といたしましては、ある程度、そういったことで、確実性では勿論ないので、申請行為ですので、金額はしっかりつかめるわけではありませんが、過去実績から当初予算に計上はしたいという考えありますけれども、全体の予算組の中で、そういった現状、前は600万だったり、800万であった時代もあって、申請も増えて、決定額も増えてきて1,0

00万になったという経過は実はあります。そういった中で、その当初予算計上する中で、そういった場合については補正をするということで、協議をした中での当初予算の計上には実はなっているということです。

あとはあの、今回増えているのは昨年度に若干、金額も、補助金額も増やしているということもあって今回増えておりますが、今回、特に大雪もあって、申請件数も増えたということで金額は増えたなということで、予算の計上の方法といいますか、今までの経過については以上のような形になっております。今後の予算計上については改めて内部で精査をして検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） ほかの方。

2番、角田誠君。

○2番（角田 誠君） ページ、22ページの件で、旧五十嵐家住宅保存修理工事についてお伺いいたします。

1番議員もご質問なさってたんですけども、ある程度、概要はわかったんですが、こちら、上の建築施工管理委託料と合わせまして5,000万ということで、大変高額になっておるかと思えます。ただ、こちらの、無駄かと言われれば、無駄ではないかと思っているんですが、やはり町内有数の有形の文化財でありますので、これぐらいかかってしまうのは致し方ないかなと思うんですけども、ここで提案というか、質問ではないですが、提案のほうになってしまうんですが、塩沢にあります河合継之助記念館のような大屋根をかけるだったり、何か保護材をかけて毎年の雪に備えるというような考えはあるのか・ないのか、お伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 私のほうから答弁させていただきます。

旧五十嵐家、この冬の豪雪で、これまでもあの、雪で傷んで修繕した経緯もございますが、今回は、特にあの、屋根の茅葺屋根が葺き替えをして20年近く経っているということで、萱のその屋根の部分の弱さというか、そういったものもあって、この雪の被害にあったのかなというふうに推測されます。ですので今回、全部、屋根を葺き替えまで、今回、この高率の補助の中で実施をするということですので、こういったことで、まずあの、原型に復旧する。さらにはその屋根の葺き替えまで全部行うということをもって復旧を進めたいというふうに思っておりますが、今後の維持管理についてなんですけども、やはりあの、旧五十嵐家、

そして旧長谷部家もそうですが、非常にあの、茅葺屋根の職人というかですね、そういった技術屋さんが、もう、町内であったり、さらに言えば、この南会津地域でもいなくなっている状況ですので、今後の文化財の在り方、維持管理の在り方については、今、2番議員がおっしゃっていただいた大屋根をかけるとか、そういったことも含めまして考えていかなければならない案件かなというふうに思っておりますので、今回のことを、まずは原型復旧をすると。今後の維持管理についても併せて検討したいというふうに考えておりますのでよろしくをお願いします。

ありがとうございます。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

矢沢明伸君。

3回目かな。

○9番（矢沢明伸君） 3回目ですので、状況だけお聞かせください。

15ページ、農業振興費なんです、負担金、補助金で大雪農業災害特別対策事業補助金ということで、今年の大雪で、たぶん、これ、パイプハウスとか、そういう農業施設の災害に対するものかと思えます。今年はこの会津地方、本当、喜多方、会津方部、猪苗代、それから只見も含めて大変な農業施設の被害がありました。

それで今回、補正で金額があがっているんですが、実際のところ、農業施設でもそうなんです、作付けとの関係もありますので、通常ですと補助事業は交付決定されてから事業着手という形になるかと思うんですが、実際、農業施設ですと、もう作付けの関係もあって、早くその施設も整備しなきゃならないという流れもあると思うんですが、その辺のこう、実際の事業の実施がなかなかあの、着手できない状況というのはあるんでしょうか。その辺の状況お伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 交付決定前に着手できるかどうかという、結論から言うと、そういう質問だと思いますが、今回の災害の補助金につきましては、そういったことのないように早急にできるということで、交付決定前の着手ができる形で、どの事業もその承認が取ればできるんですけれども、そういった形で既にそういった方向に進んでいるということでご理解をいただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） 目黒道人君、5番。

○5番（目黒道人君） 僕もちょっと買い物支援のことで、ちょっと伺います。

この事業、モデル事業ということですので、是非、成功してほしいなと思います。

これがもし、うまくいかないということになると、もう、この後、誰が担うんだろうというところにもなってきますので、ここは是非うまくやってほしいなと思います。

そこで、買い物ということなんですけれども、ここはですね、買い物というのはある意味、ささやかな社会参加の機会であるというところですね、ひとつ、思っていたきたいなと思います。お買い物するというのはですね、商品が、レジでお金を支払って、商品を持って帰っていいよという、この信用を得るということですね、それによって売買が成立しているわけなんですけれども、無意識でこれは行われていることなんですけど、やはりそれで社会とのつながりということを確認したりとか、買い物弱者という言い方になりますけれども、なんていうんですか、社会とのつながりを認識するといった、そういった意味合いが僕は大きいのかなと思っていますので、是非その買い物体験がですね、損なわれないような、そういった運用を是非心掛けてほしいなと思っています。

そういった意味で、すごく興味がある事業だなと思ってまして、中でもこの協力店さんの対応がなかなか大変なのかなと。つまり、店頭在庫と持っていける商品との、やっぱりどうしても、これ、ギャップが出たりとかですね、注文もらってから棚見たら、ないとかですね、または、今日、キャベツ安かったんですけど、折込チラシは皆さん、ご覧になると思うんですけど、今日、キャベツ安いなって、注文したらもう、特売品なんでなかったとかですね、先着順というのが前提にはあるわけなんですけれども、できればですね、チラシ見て注文したら買えたっていう、こういった体験は大事なところかなと思いますので、一言申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） ただ今、目黒議員おっしゃったような、本当にあの、注文を受けたけど在庫がないということは、おそらく想定されることなのかなというふうには思っております。昨日、納豆の話もありましたけれども、希望する商品というものがうまくマッチングできるのかというところも、正直やってみないと何とも言えない部分でもあります。ただ、本当に買い物は社会参加っていう話は本当にそのとおりだと私も思っておりますので、始めてみて、やはりきちんとした事業として磨き上げていけるように、そこは精査してまいりたいと思いますので、また様々お気づきの点ありましたら、私どもにもいろいろアド

バイスをいただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤孝義君） ほかにございせんか。

ありせんか。

〔「ありせん」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありせんか。

〔「ありせん」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第41号 令和7年度只見町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決するに
ご異議ありせんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第2、議案第42号 令和7年度只見町国民健康保険事業
特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、議案第42号 令和7年度只見町国民健康保険事
業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ということで、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ625万1,0
00円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,325万1,000円とす

るものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

おめくりいただきまして、1ページ目、第1表 歳入でございます。

国民健康保険税から繰越金まで、合計で625万1,000円の増でございます。

次ページ、2ページまいりまして歳出でございますけれども、国民健康保険事業納付金と予備費、合わせて625万1,000円の増となっております。

5ページ目から説明をさせていただきます。

歳入でございますけれども、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税でございますが、こちらにつきましては昨日、議決をいただきました保険税率の改訂によりまして、それぞれの科目によって増額とさせていただいているものでございます。

中段、繰入金でございます。一般会計繰入金につきましては保険税の軽減分として本算定により額が確定しましたので減額とさせていただいております。続いて、基金繰入金でございます。こちら当初では金額多く計上させていただいておりましたが、昨日、税率改定の際に基金の活用についてご説明させていただいたとおり、800万円を入れるということで残りの分を減額をさせていただいているものでございます。

下段の繰越金につきましては前年度からの繰越となっております。

6ページまいりまして歳出でございます。

国民健康保険事業納付金ということで、こちら医療給付分、中段が後期高齢者支援金分、下段が介護納付金分ということで、こちらは県の納付金の本算定によりまして額が確定しましたので、それによる補正となっております。

7ページまいりまして予備費で調整をさせていただいております。

説明については以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 今回、本算定ということなんですが、これ見ますと、質疑なんで、7ページの、この予備費が補正額として432万9,000円ということになっているんで

すが、これがあの、予備費については、広域化の取り組みの中でほとんどまあ、使用されないというか、この間、使ったとしても100万円以下というのが続いています。そういう点では448万5,000円ですから、300万以上は私は保険税軽減に使ってもいい金額になるのかなと、お金の、色ついてませんから。調整でここの補正額にしてるのかどうか。その辺も含めて考え方について答弁をお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 予備費については、ただ今、山岸議員おっしゃったように、以前のように予備費を持つ必要ないというような通知がいただいておりますのは事実でございます。

確かに、今回、予備費、少し高額になってしまいましたけれども、これについては様々、端数の調整をさせていただいた中での、ちょっと大きい金額になっているというのが現実としてございます。最終的には予備費の分は縮小していくものと思っておりますけれども、今回、税率を改訂したことでの税収の増、そして、法算定によつての、端数調整によつての、予定よりも大きい額になってしまったということでご理解いただければというふうに思っております。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

8番、山岸国夫君。

反対討論ですか。

○8番（山岸国夫君） 反対です。

○議長（佐藤孝義君） 反対討論を許します。

○8番（山岸国夫君） 反対討論です。

昨日の只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。ここで、昨日、反対の意見、討論述べました。これも関連している予算なので、趣旨は大体、反対討論の趣旨は同じであり

ます。

この広域化含めて、私は最近、一番思っているのは介護の問題も含めて、お金をとられるほう、受益者負担ということで町民が国や県の方針の下で保険税という形でとられる。しかし、この過疎地ということで、この間、朝日診療所の医師がいなくなって町民は大変な思いをして、そして未だもって、平日は5時以降は医者がない状況。で、土日も医者がない状況ということになります。町民に、国民健康保険税を納めているだけの町民じゃありませんが、社会保険やその他の保険で医療に掛かる方もいらっしゃいますけど、お金高額で、段々高額になって、後期高齢者の医療もそうですが、保険税は取られながら、じゃあ、サービスのほうはどうなのか。この間、町も、町民も、医者不在で大変な思いしている。それだったら、国や県がもっと責任持って、医師を派遣して、日本どこでも、福島県内どこに住んでいても、医療が受けられる。こういう体制を保障すべきです。だというふうに私はつくづく最近思います。これは町の責任でも何でもありませんが、そういう点をこの反対討論の中で加えさせていただきます。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論はないですか。

ないようですので、これで討論は終わります。

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔起立多数〕

○議長（佐藤孝義君） 起立多数であります。

よって、議案第42号 令和7年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第43号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第3、議案第43号 令和7年度只見町国民健康保険施設

特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、議案第43号 令和7年度只見町国民健康施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ということで、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ787万1,000円を追加しまして、総額をそれぞれ3億3,487万1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

おめくりいただきまして、1ページ目、第1表 歳入でございます。

診療収入から県支出金まで、合計しまして787万1,000円の増でございます。

2ページまいりまして歳出でございます。診療所費及び予備費で合計787万1,000円の増となっております。

5ページ目から説明をさせていただきます。

歳入でございます。

診療収入、外来収入でございますけれども、こちら、それぞれの診療収入に対しまして、今回、6月1日に新たに診療所に常勤の医師の先生1名採用となりまして、医師1名増による診療報酬の増の見込みということでの計上となっております。

中段、繰越金でございますけれども、こちらは前年度から繰越分となっております。

下段の県支出金、県補助金でございますが、遠隔医療設備整備事業補助金ということで、こちら、現在、会津医療センターと県と一緒にオンライン診療の導入について検討を進めているところでございます。それに関しましてオンライン診療用の端末、パソコンを購入するにあたっての県補助金という内容となっております。

6ページまいりまして歳出でございます。

診療所費、総務費の一般管理費です。こちら給料から共済費につきましては人事異動による補正となっております。10の消耗品でございますけれども、今年度、昨年度までは県内各地域から応援の医師ということでタクシー送迎等で来ていただいていたわけなんですけれども、今年度は近隣の郡内からの派遣が非常に多くなりまして、また、先生方の送迎につ

いても、タクシーではなく職員が行っているということもありまして、公用車のタイヤ等の購入に係る消耗品ということで今回計上をさせていただいております。続いて、医師住宅費でございます。こちらにつきましては6月1日からお越しになる常勤の先生の医師住宅ということで、アパートの、町営住宅の借上料ということで計上をさせていただいております。

最下段の診療所費の医業費、医科管理費でございます。給料から共済費につきましては人事異動等による減となっております。7ページの旅費でございますが、費用弁償として医師費用弁償、こちらは常勤で来ていただく先生ですが、週末はご自宅にお帰りになられるということで、それに係る旅費になってございます。一般旅費につきましては送迎に係る職員分の旅費になってございます。需用費の燃料費及び修繕料につきましても送迎に係る公用車の燃料費及び修繕の部分でございます。委託料につきましては医師業務委託料ということで、常勤医師分等になります。また、モニタリングサービス委託料といたしまして、放射線等の計測をするものがあるんですけども、医師1名増による、こちらも増額となっております。使用料及び賃借料につきましては、先ほども申し上げましたとおり、今年度、タクシーによる送迎が減っているということで、自動車借上料につきましては相当額を減額をさせていただいているものでございます。8ページまいりまして、診療所費、医業費の医科医療用機器器具費でございます。こちらにつきましては、先ほど歳入でも申し上げましたとおり、オンライン診療用の端末を2台購入をする予定にしております。これにつきましては診療所で実際、電子カルテを使用しているんですけども、その電子カルテをリモートで遠隔地で操作できる端末というものになっておりまして、現在の計画ですと、会津医療センターにその端末を貸し出しをしまして、朝日診療所に通院型の遠隔診療という形で、患者さんは朝日診療所に予約をとって通院をしていただく。朝日診療所の診療室で診察するのはモニター越しの会津医療センターのドクターを予定しております。今までも朝日診療所ではオンライン診療やってきてはいたんですけども、診療所の医師がカルテを入力をしていたわけなんですけれども、今回、端末を購入することによってカルテの入力を会津医療センターで、会津医療センターの医師が入力できるというような体制を整えるための端末の購入ということでございます。あと、もう一つは、診療室、今回、医師が1名増えたということで、診療室の一つ、画像を解析する用のパソコンが古いものがありましたので、そちらを更新させていただきたいということで、その分の備品費となっております。歯科管理費につきましては共済費の変更による増となっております。

予備費で予算のほうは調整をさせていただいております。

9ページ以降は給与費明細となっておりますのでご覧いただければと思います。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 6ページの中の医科管理費の中で、職員手当等1,290万、合計で減額になっておりますけれども、これ、この仕組みがよくわからないんですけれども、3月予算をとって、6月補正で1,290万の減額というのは、どういった理由でそうなるのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今ほど人件費のお話しでございます。この医業費の、医科管理費の人件費につきましては、医師の分を職員として、職員としてというか、医師分を計上してございましたが、今回、常勤、6月から来ていただける方については委託という形になりましたので、その部分で調整をさせていただいたということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 6ページの、この医師住宅費。先ほど説明で6月1日からの医師の町営住宅ということで、前のあの、消防署の前にあった4棟。そこはもう、いっぱい、ほかの、これは町営住宅を充てるという意味なのかどうなのか。

それでまあ、これからだと半年間ですから、そうすると61万6,000円だと月10万と。かなり高額になるなと思うんですが、ここの中身について。

それから、7ページの医師業務委託料1,500万。これは半年分で、これ一人分の、新しいドクターの分ということに捉えてよろしいのかどうなのか。

まず、そこについて、2点について回答をお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） まず医師住宅費でございますけれども、借上げをしている医

師住宅につきましては、長浜にあります旧消防署の前の住宅でございます。そちらを借上げておりますが、6月からの雇用ということで、基本的には10ヵ月の借上げ分となっておりますが、6月からといいましても5月の途中でいらしていただいておりますので、実際には11ヶ月分で、ここは計上をさせていただいております。

続きまして、医師の委託料でございますけれども、こちら6月から勤務いただきますので、10ヶ月分ということでご理解をいただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 6ページのこの、先ほど質問しました医師住宅費のところですけど、今の説明だと長浜の住宅を借り上げると。で、この4世帯入れるような造りになっていると思うんですね。そうすると、これまで、理解ですと、大体、診療所の看護師など含めて専用で借りるというように理解してたんですけど、この4棟の実質的なこの運用、運用というか、借上げの形式、どんなになっているのかというのがちょっと疑問に思いまして、この予算の組み方だと、丸々1棟は空いてて、新たにこう、組んだと。例えばですよ、4棟あるけども、1棟は空き状況という扱いだっただのかどうなのか。で、これ、町が4棟を一括して全部借り上げていると思うんですが、そうするとこの予算で、補正予算として11ヶ月分借りるということでお金計上する。じゃあ、これ、借り上げなかったら、どこかでこう、支出せざるを得ないというような会計になっていると思うんですが、その辺の内容について説明お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議員お質しの長浜住宅ですが、借上げ住宅の条例に基づいて整備をしている住宅で、現状として、診療所の医師が現在2名入っております。残りの2戸でございますけれども、そちらはホームページ等でも掲載しておりますが、一般に公募、住宅の募集ということで今募集をしておるところであります。借上げ住宅ですので、借上げについては農林建設課の土木費の中の住宅管理費の中で借上料はお支払いをして、今回、国民健康保険施設の中での入居が決定した、その住宅料として今回予算の計上になっているということでご理解をいただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

3回目です。

○8番（山岸国夫君） そうしますと、これ、土木の管理費のほうで一括して全部、全てお金を払って、そしてこれ、保健福祉課のほうから、これは町の中でのお金の操作という形になるんですかね。私はずっと、ここ、4戸について、一番、去年かな、の予算か何かで、3戸だけ、この保健福祉課のほうで、診療所費でかかっている、1戸は予算計上されなかったということもありました。そうすると、町の中でのこのお金の操作というふうに考えていいんですか。課が別にして。というような、感じになるんですが、そう捉えてよろしいのかどうか。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議員お質しのとおりでございます。

国保施設特会で住宅料として歳出で出して、町一般会計の中で町営住宅使用料としてその金額が入ってくるというような流れになります。

○議長（佐藤孝義君） 2番、角田誠君。

○2番（角田 誠君） すみません。端的にお伺いいたします。

6ページと7ページにまたがりまして、6ページの需要費、公用車分、タイヤ、ガソリン代と聞いております。7ページのほうの委託料、違うな、13節ですね、使用料の中で自動車等借上料のほうでタクシーではなく職員が送迎されているという説明を受けたのですが、こちらの職員は運転手だけの職員なのか。保健福祉課なり、そちらのほうから職員を出しているのか。もし、保健福祉課さんのほうで単独ではない、運転手じゃない職員を出しているのであれば、その送迎に係る職員の残業代が増えたり、あと負担が増えたりすることはないのかお聞きします。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 送迎につきましては、朝日診療所の職員のほうで対応をさせていただいております。基本的には、月曜日及び金曜日の、医師がご自宅に戻る際の送迎等に従事をしていただいております。実際には遅い時間になったり、早い時間での出発、早い時間はそうはないのかな、遅い時間での出発したりしますので、こちらについては残業代のほうは出るような形で対応をさせていただいております。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

議案第43号 令和7年度只見町国民健康施設特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、暫時、休議します。

午後の開始は1時ちょうどといたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後12時57分

○議長（佐藤孝義君） 午前に引き続き、会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第44号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第4、議案第44号 令和7年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、議案第44号 令和7年度只見町介護保険事業特

別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ということで、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,297万5,000円を追加し、総額を8億397万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

おめくりいただきまして、第1表 歳入でございます。

繰越金と諸収入、合計で2,297万5,000円の増でございます。

2ページまいりまして歳出。諸支出金で2,297万5,000円の増となっております。

5ページ目から説明申し上げます。

歳入でございますけれども、繰越金ということで前年度からの繰越金が2,277万7,000円となっております。これにつきましては償還分及び還付分を含んでの繰越になってございます。

続いて、諸収入の雑入ということで、過年度分の収入として国からの交付金の分19万8,000円の増とさせていただいております。

続いて、6ページまいりまして歳出でございます。

諸支出金の償還金及び還付加算金ということで、繰り越しました金額につきまして、その償還分の内訳となっております。国及び県等に返還をするものでございます。続いて、第1号被保険者保険料還付金ということで、こちらにつきましては令和6年度中に発生をしまして現在、未還付分となっているものについての計上となっております。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第44号 令和7年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎専決処分の報告について

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第5、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

それでは、専決第1号 只見町税条例の一部を改正する条例から専決10号までを、順次、担当課長より説明を求めます。

なお、専決予算説明については簡潔明瞭をお願いいたします。

町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） それでは、報告第1号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会において指定されている下記について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

まず専決第1号 只見町税条例の一部を改正する条例でございます。

説明の前に、資料の配付の許可をお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 許可します。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 配付が終わりましたので説明をお願いします。

○町民生活課長（目黒康弘君） それでは、今ほどお配りしました資料に沿いましてご説明を

させていただきたいと思いをします。

これは国の法改正に基づきまして、令和7年4月1日に改正した分を専決処分として報告をさせていただきたいと思いをします。

税条例の専決分ということで、一枚目の資料ご覧いただきたいと思いをします。

今般、主だったものでございますが、まず第18条のほうでございます。

一番上の段になりますけれども、公示送達につきまして、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴います改正をこちらで行わせていただいております。

18条の3についても同じでございます。

その下、36条の2、63条の2におきましても、これらの改正に伴うものでございます。

82条です。種別割の税率ということで、こちら軽自動車税の種別割の課税標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正でございます。これまで原動機付自転車ということで、原付として登録されておりましたのが50CC以下ということでございましたが、今般、125CC以下、4キロワット以下の出力に関しまして第一種原動機付自転車ということで定義ございましたので、こちらのほうの法律に合わせた改正を条文のほうで改正させていただいております。

その下、89条の2は種別割の減免についての規定改正。

第90条につきましては、道路交通法の改正に伴う改正でございますが、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の掲示義務に係る規定等の整備を盛り込ませていただいております。

第139条の3、その下、149条、いずれにしましても、こちら改正に伴う項ズレの反映をさせていただいております。

裏側ご覧いただきたいと思いをします。

附則第10条の2、こちらも項ズレの反映。

最後になりますが、附則第10条の3ということで、こちら固定資産税の減免の規定の適用を受けようとする者がすべき申請ということで、法律の改正、固定資産税のほうの改正に合わせて、新設された内容について条例の改正をさせていただいております。

併せまして、新旧対照表付けさせていただいております。こちらにつきましては今ほど申し上げました内容につきまして、それぞれ条文の改正をさせていただいた内容となっております。

以上となります。

続きまして、専決第2号 只見町健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきますと思います。

説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 配付ください。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 説明願います。

○町民生活課長（目黒康弘君） 続きまして、専決第2号についてご説明をさせていただきますと思います。

只見町国民健康税条例の改正、概要でございます。

今般、国の令改正に合わせて改正をさせていただきました。

内容につきましては、1枚目、表紙にございますが、第2条、それから第23条に関連するものがございます。

具体的内容につきまして、新旧対照表のほうをご覧いただきたいと思います。

まず第2条ということで、改正後のほうをご覧いただきたいと思います。国民健康保険税の基礎課税額等に関する課税の限度額の変更がございました。第2条の2になりますけども、合算額66万円ということで、従前65万円、課税の限度額が変更となりましたのでこちらのほう改正となっております。

3項につきまして、24万円だったものにつきまして26万円に課税額の限度額を変更いたしました。こちらの内容につきましては後期高齢者支援金等の課税額に係る部分の減度額の変更についてとなっております。

続きまして、裏面をご覧いただきたいと思います。

2ページ目、中ほど（2）になります。こちらにつきましては、これまで29万5,000円ということで5割軽減世帯を規定したものがございまして、先ほどの改正に伴いましてこちらの世帯軽減分の部分が29万5,000円から30万5,000円に改訂するものでございます。併せまして、2割軽減の部分について変更がございました。そちらの部分につきましては3ページ目にまいります。3ページ目の中段から下、（3）ということで、中ほどになりますけども、これまで54万5,000円としていたものを56万円に引き上げとなるものでございます。

改正の内容については以上でございます。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長。

○総務企画課長（増田栄助君） 続きまして、専決第3号でございます。

令和6年度只見町一般会計補正予算（第12号）でございます。

本補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,654万4,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ67億2,814万6,000円とするものであります。

2項におきましては、補正の款項の区分、またその金額について第1表において定めさせていただきます。

第2条におきましては、繰越明許費の補正を第2表において定めさせていただきます。

地方債の補正につきましては、第3条におきまして、第3表ということで補正をさせていただきます。

これにつきましては地方自治法の180条第1項の規定に基づきまして、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について3月31日付けで専決処分をさせていただきます。

お聞きいただきまして、第1表でございます。

整理予算ということで、町税から3ページの町債まで、全款項におきまして補正をさせていただきます。総額で1億1,654万4,000円の減額となっております。

4ページ目の議会費から、これも6ページの予備費にわたりまして、全款におきまして補正をさせていただきます。補正額につきましては1億1,654万4,000円の減額としてございます。

7ページ、第2表でございます。繰越明許費の補正ということで、今回、追加3件ございます。1件については民生費におきます住民税非課税世帯の物価高騰支援事業、給付金事業でございますが、これを一部、繰越をさせていただきました。衛生費につきましては浄化槽の整備事業、教育費につきましては給食センターの備品整備について年度内完了できませんでしたので繰越をさせていただきます。

変更につきましては、農林水産業費、薪ボイラー導入推進事業ということで、額を若干減額をしての繰越となっております。商工費につきましても駅前複合施設整備事業、額の変

更、減額で変更させていただきました。

8 ページ、第3表 地方債補正ということで、各事業完了に伴いまして起債額の確定に伴いまして、それぞれ減額の変更をさせていただきます。

9 ページから事項別明細書となります。

11 ページ、歳入のほうから説明をさせていただきますが、まず町税につきましては年度末までの収納額、実績に基づきまして増額または減額ということで、それぞれ補正をさせていただきますところでございます。

飛びまして、12 ページ、譲与税関係につきましても額確定に伴います増額が主なものでございますが、補正をさせていただきます。

ちょっと飛びまして、15 ページの上段になります。地方交付税でございます。今回、普通交付税につきましては錯誤分の調整ということで252万9,000円の増、特別交付税で2億7,593万5,000円ということで、例年より多くの交付税を算定いただきました。内容としましては除排雪に係る経費の増ということで、除排雪経費で大体2億程度の需要額をみていただいたところでございます。震災復興特別交付金につきましては再生加速化交付金等の実績に伴います増額になってございます。

以下、特別交付金、負担金等については実績に基づく、それぞれ調整をさせていただいた、補正をさせていただいたものでございます。

使用料につきましても同様でございます。

また、手数料につきましても実績に基づきまして、それぞれ補正をさせていただきます。

国庫支出金、国庫負担金につきましても実績によりまして、事業実績に伴います、それぞれの負担割合における補正をさせていただきます。

18 ページの国庫補助金でございますが、その中で総務管理費の補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ということで、これにつきましては定額減税、また3万円等の給付に係る交付金を今回、補正で調整をさせていただきます。

中段にまいりまして土木費の国庫補助金、道路橋梁費の補助金でございます。社会資本整備総合交付金、また臨時道路除雪事業費補助金ということで、これも今般の大雪に伴いまして国から臨時的な補助ということで収入をさせていただきます。

以下、国庫委託金については実績に基づく調整とさせていただきます。

県負担金につきましても、歳出の事業実績に伴いまして負担割合に伴う増減をさせていただいておるところでございます。

県補助金については、これも実績に基づきましてそれぞれ減額、増減をさせていただいております。

22ページまでちょっと飛びまして県委託金でございます。一番下段の民生費の県委託金。災害救助費県委託金ということで、これにつきましても大雪に伴います家屋の除雪に対する災害救助費ということで1,259万5,000円増額補正をさせていただきました。

財産運用収入については実績による整理予算でございます。

財産売払収入につきましては、町有地につきましては法定外公共物等の売払い。また、不用品の売払いにつきましては圧雪車、除雪機等の売払いに係る部分で増額をさせていただきました。

25ページ、寄附金でございますが、自然首都・只見応援基金寄附金につきましては、ふるさと納税の額確定に伴いました増額。一方、企業版につきましては、これも額確定に伴いまして減額をさせていただきました。

基金繰入金につきましては財政調整基金、また地域振興基金について繰り戻しをさせていただいて減額をさせていただいているところでございます。

特別会計繰入金は整理でございますが、以下、26ページの雑入におきましても、それぞれ実績に基づきます整理予算でございますが、最後、28ページの最上段に南会津地域の恵みの安全対策協議会分配金ということで、当協議会が解散されたということで、それに伴う分配金を計上させていただいております。

あと町債につきましては、事業実績、事業終了に伴いましての確定による減額とさせていただいております。

29ページから歳出となります。

概ね、議会費につきましては全て、整理予算での減額補正となっております。

総務費の一般管理費におきましても全て減額の整理予算ということで減額をさせていただいております。

33ページですが、下段ですかね、償還金、利子及び割引料ということで、償還金、物価高騰対応地方創生重点支援交付金の返還金ということで、過年度分の精算に伴います返還が87万5,000円ございましたので、この部分、増額をさせていただいております。

文書広報費については整理予算。また、財政管理費、会計管理費、財産管理費についても整理予算での減額補正でございます。

企画費も、需要費まで整理予算でございます。負担金、補助金及び交付金、地域おこし協力隊起業等支援補助金については対象者なかったことから全額減額をさせていただいたものでございます。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長。

○交流推進課長（増田 功君） 35ページ、移住交流費ですけれども、1の報酬から37ページの18節、負担金、補助金まで、事業確定に伴う減額になっております。26節、公課費で自動車重量税4,000円の増額をしております。

その下になりますけれども、8目、ユネスコエコパーク推進費につきましては報酬で会計年度任用職員の報酬を不足が生じたので増額しております。38ページにいきまして、18節まで、事業確定に伴う減額になってございます。

39ページ、ブナセンター費であります。40ページの15節、原材料費まで、事業終了に伴う減額になってございます。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長。

○総務企画課長（増田栄助君） 40ページの下段の情報システム管理費につきましても整理予算の減額でございます。

○議長（佐藤孝義君） 中央公民館長。

○中央公民館長（目黒祐紀君） 続きまして、41ページ下段となります。11目、公民館費でございますが、1節、報酬から42ページ、43ページ、44ページ上段までになります。負担金、補助及び交付金まで、事業確定に伴います整理予算となっております。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長。

○町民生活課長（目黒康弘君） 44ページ目になります。12目、交通安全対策費でございます。報酬から18負担金、補助及び交付金まで事業完了に伴う整理予算となっております。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長。

○総務企画課長（増田栄助君） 続きまして、財政調整基金費でございます。この中で積立金の減債基金の積立金1,900万減額となっておりますが、交付税で措置された部分について、基金に積み立てて、今年度活用する目論見で予算計上させていただきましたが、当年

度の償還金に充当させていただいたということで、積立のほうは減額をさせていただいております。

諸費でございますが、積立金として公共施設等再生整備基金積立金1億円を増額してございます。これについては将来の公共施設の整備等に備えまして、新たに今回、予算積み立てをさせていただいたものでございます。その下については、ふるさと納税の額確定に伴いまして基金積立202万8,000円の増。以下については、利子について実績に基づきまして調整をさせていただいたものでございます。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長。

○町民生活課長（目黒康弘君） 続きまして、45ページ中ほどからになります。款の2、総務費、項の2の徴税費でございます。

1目の徴税総務費から、46ページ目になります、中段までになりますが、それぞれ扶助費まで、事業の精算に伴う減額でございます。

その下になりますが、項の3、戸籍住民基本台帳費で1目、戸籍住民基本台帳費でございます。こちらにつきましてもそれぞれ事業終了に伴います精算の減額となっております。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長。

○総務企画課長（増田栄助君） 続きまして、選挙費でございます。

選挙管理委員会費、また選挙啓発費、町長選挙費におきましては不用額の整理予算ということで減額でございます。

48ページの衆議院議員選挙費におきましては、会計年度任用職員の報酬、若干不足をいたしましたので、委託金との調整もありまして、今回、増額をさせていただいて整理をさせていただいたものでございます。

統計調査費については不用額の整理予算ということで減額をしてございます。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 続いて、民生費、社会福祉総務費でございます。社会福祉総務費につきましても事業終了等に伴う整理予算ではございますけれども、50ページの一番上、委託料ですが、福祉交通運行事業委託料ということで、こちら燃料費高騰によりまして委託料不足の部分について今回は増額の補正をお願いしているものでございます。

51ページまいりまして国民年金費、老人福祉費については事業終了に伴う、実績に伴う減でございます。

続いて、障がい者福祉費につきましても事業終了、額確定による減額となっております。

54ページまいりまして、中段以降の老人保健費でございますけれども、こちらも事業終了による減でございますが、操出金ということで特別会計、介護老人保健施設特別会計への操出分、事業終了によりまして大きく減とさせていただきます。

55ページまいりまして、在宅介護支援センター費、介護保険費、社会福祉活動センター費につきましても事業終了に伴う減となっております。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長。

○教育次長（吉津なおみ君） 56ページの中段になります。

1目、児童福祉総務費につきましては事業確定による減額でございます。

57ページにまいりまして、2目、児童措置費。そして、3目、母子福祉費につきましても事業確定による減額でございます。

4目、保育所費につきましても実績に基づく精算の減額でございます。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 59ページの下段でございます。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費でございます。こちらも基本的には事業終了に伴いまして実績による減でございますが、60ページの操出金の部分でございます。国保事業会計、特別会計への操出金ということで、こちらは実績に伴う増となっております。また、国保施設会計への操出金ということで、こちら特別交付税分の増分の増となっております。

続いて、予防費です。こちらにつきましても事業確定による減となっております。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長。

○町民生活課長（目黒康弘君） 続きまして、63ページご覧いただきたいと思います。

3目、環境衛生費でございます。1の報酬から64ページ目にかかりますが、18の負担金、補助及び交付金まで、それぞれ事業完了に伴う減額となっております。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 続いて、64ページ目まいりまして保健事業費でございます。

こちらにつきましても事業終了に伴う減額となっております。

66ページまいりまして保健センター費でございますけれども、こちらも同様に整理予算でございます。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長。

○交流推進課長（増田 功君） 66 ページの下段、労働費であります。こちらのほう、事業確定による減額でございます。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長。

○農林建設課長（星 一君） 67 ページにまいりまして農林水産業費でございます。

1 目、農業委員会費、2 目、農業総務費については事業確定による減でございます。

3 目、農業振興費でございますが、需要費、若干、不足が生じまして1万4,000円ほど増額をさせていただいておりますが、68 ページまでにかけて事業確定による減額でございます。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長。

○交流推進課長（増田 功君） 68 ページ下段、4 目、山村振興費につきましては事務事業確定による減額でございます。

69 ページにまいりまして、5 目、交流施設費でございますけれども、12 委託料、交流促進センターでございますけれども指定管理料、精算に伴う増額になってございます。ほかは事業終了による減額でございます。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長。

○農林建設課長（星 一君） 69 ページ中ほど、畜産業費、農地費につきましては事業確定による減額になってございます。

70 ページまいりましても農業機械費まで事業確定による減でございます。

2 項、林業費から林業総務費でございますけれども、こちら基本的には事業確定による減でございますが、積立金、森林環境譲与税の増により積立金の増144万1,000円、利子収入についても同様でございます。

2 目、林業振興費。こちらにつきましては事業確定による減。

薪エネルギー推進費につきましても同様でございます。

4 目、林道費。72 ページまでありますが、治山費まで、全て事業確定による減でございます。

3 項の水産業費。1 目、水産業費についても事業確定による減でございます。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長。

○交流推進課長（増田 功君） 73 ページ、商工費。

1 目、商工総務費。事業終了に伴う減額でございます。

2目、商工振興費でございますけれども、74ページにいきまして18負担金、補助金、誘致企業等除雪補助金につきましては大雪に伴う116万円の増額になってございます。ほかは事業確定に伴う精算でございます。

74ページの3目、観光費につきましては1報酬、非常勤職員の報酬につきまして29万9,000円の増額をしております。ほかにつきまして、以下につきましては事業確定に伴う精算になってございます。

4目、76ページになります。観光施設費でありますけれども、事業確定に伴う減額でございますが、11節、役務費につきましてし尿取扱手数料、不足が生じたため15万2,000円の増額をしております。ほかは減額になってございます。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長。

○農林建設課長（星 一君） 78ページにまいりまして、款の8、土木費でございます。

土木総務費につきましては事業確定による減でございますが、操出金として利子収入の増がありましたので2万3,000円ほど増額としてございます。

道路橋梁費。道路橋梁総務費、道路維持費につきましては基本的には事業確定による減でございますが、80ページの委託料の中で町道除雪委託料。こちら3月になりまして、除排雪経費が多額にかかったということで7,110万ほど増額補正させていただいております。令和6年度での、この除雪委託料の執行額は約4億6,800万円にのびりました。

道路新設改良費、橋梁維持費につきましては事業確定による減でございます。

81ページにまいりまして河川費。さらには住宅管理費まで、事業確定による減でございます。

81ページの下段、集会施設整備費から82ページ上段まで、事業確定による減でございます。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長。

○町民生活課長（目黒康弘君） 続きまして82ページになります。

款の9、消防費。項の1、消防費です。

まず1目、非常備消防総務費、それから83ページ、2目の常備消防総務費、3の水防費まででございますが、それぞれ事業完了に伴う減額となっております。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長。

○教育次長（吉津なおみ君） 続きまして、84ページ、教育費でございます。

1目、教育委員会費、2目、事務局費につきましては実績に基づく精算の減額でございます。86ページにまいりまして、事務局費の中の24節、積立金の教育施設等整備基金積立金2億円につきましては、施設整備等に充てるため積立をするものです。

続きまして、87ページ、小学校費。1目、学校管理費から88ページにまいりまして2目、教育振興費。そして、89ページ、3目、只見小学校費から5目、明和小学校費につきましても実績に基づく精算の減額でございます。

90ページの下段にまいりまして中学校費。1目、学校管理費から91ページ中段の2目、教育振興費。そして、ページをおめくりいただきまして、3目、只見中学校費につきましても実績に基づく精算の減額でございます。

92ページ下段から社会教育費になりますが、1目、社会教育総務費につきましても実績に基づく精算でございます。

94ページにまいりまして下段の2目、文化財保護費。そして、96ページにまいりまして3目、たぐみ・モノとくらしのミュージアム費につきましても事業確定によります減額でございます。

そして、97ページ下段になります。保健体育費、1目、保健体育総務費。そして、2目、体育施設費、下段からの3目、給食センター費につきましても実績に基づく精算の減額でございます。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長。

○農林建設課長（星 一君） 99ページの下段、11款の災害復旧費になります。

99ページから2項の林道現年災害復旧費まで、全て確定による減額となっております。

101ページ、公共土木の災害復旧費。こちらにつきましても確定による減額でございます。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長。

○総務企画課長（増田栄助君） 101ページ、公債費につきましても償還金の元金、また一時借入金の利子についても実績に基づきまして減額をしております。

最後、予備費でございますが、476万1,000円増額して最終的に3,985万8,000円ということにさせていただきました。

102ページから給与費明細書というふうになってございますのでご確認をいただきたいと思っております。

以上、専決の一般会計予算についてご報告申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、専決第4号 令和6年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ということで、既定の予算の総額からそれぞれ6,752万2,000円を減額しまして、総額を4億187万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

地方自治法に規定に基づきまして専決処分をさせていただいたものでございます。

表紙おめくりいただきまして、1ページ目、第1表 歳入でございます。1款、国民健康保険税から国庫支出金まで全て補正ということで、基本的には実績に基づく減額となっております。

2ページまいりまして歳出でございます。こちらも1款、総務費から予備費までの款で、全て整理による減額等々をさせていただいたものでございます。

6ページ目からご説明いたしますけれども、歳入、国民健康保険税につきましては、こちらは実績に基づきましての増減となっております。

県支出金、県補助金でございますけれども、こちらは額確定による減ですね。あと、子どもの医療費につきましては実績に基づく増額の補正をさせていただいております。

7ページまいりまして財産収入は実績に基づいて減。

繰入金につきましても額の確定による減ですが、その他の一般会計からの繰入分として乳幼児医療分が実績に基づいての増となっております。

基金繰入金として、当初あげておりました金額だったんですけれども、こちら、県交付金の算定の変更がありまして、歳入が減ったということで、こちらは基金のほうから270万5,000円を増額をして繰入をさせていただいております。

8ページまいりまして、諸収入につきましては実績に基づく減でございますけれども、返還金、返納が発生しましたので、こちらを増額をさせていただいております。

国庫補助金についても実績に基づく減でございます。

9ページ目から歳出になります。

総務費の総務管理費として徴税费、10ページまいりまして運営協議会費につきましては実績に基づく減でございます。

保険給付費でございますけれども、こちら療養費、そして11ページにまいりまして高額療養費、出産育児諸費、12ページの葬祭諸費まで、こちら実績に伴いましての減額とさせていただきます。

国民健康保険事業の納付金ということで、こちらについては財源の振替でございます。

13ページ、保健事業費の特定健康診査事業費及び14ページまいりまして保健事業費についても事業終了に伴う減となっております。

基金積立及び15ページの公債費についても同様でございます。

15ページ目の諸支出金、操出金等についても同様でございます。

16ページ、予備費で調整をしております。

17ページは給与明細書となっております。

専決第4号については以上となります。

続いて、専決第5号 令和6年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ということで、総額からそれぞれ8,573万7,000円を減額をしまして、総額を3億5,078万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額については、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

地方債の補正もでございます。こちらは第2条 地方債補正によります。

こちらにつきましても地方自治法の規定に基づきまして専決処分をさせていただいたものでございます。

表紙をおめくりいただきまして1ページ目、第1表の歳入でございます。こちら診療収入から、2ページまいりまして介護給付費等収入まで、それぞれに補正をさせていただいております。

3ページが歳出でございますけれども、診療所費から予備費まで、それぞれに補正をさせていただきます。

4ページ、第2表の地方債補正でございますけれども、事業終了に伴って額が確定しましたので補正でございます。

7ページからご説明いたします。

歳入でございますけれども、診療収入の入院収入につきましては過年度分の減。

外来収入につきましては実績に伴いましての増減となっております。

8 ページまいりまして、歯科外来収入となっておりますけれども、こちらも実績に伴いましての増及び減となっております。

その他の診療収入についても同様でございます。

9 ページ、訪問看護収入でございます。こちら訪問看護療養費につきましても実績に伴いましての増及び減となっております。

その下、使用料及び手数料でございますけれども、使用料及び手数料とも実績に伴いましての減額・増額となっております。

10 ページまいりまして財産収入につきましては利子増額の補正となっております。

繰入金でございますけれども、一般会計から特別交付税分の増額の補正と、調整交付金は事業会計からの繰入ですが、こちらは大きく減となっております。

また、基金繰入につきましては額の確定に伴いまして基金繰入分を減額をさせていただいております。

繰越金、諸収入につきましても実績に伴いましての減でございます。

11 ページ、町債でございますけれども、こちらも事業終了に伴った額の確定による減でございます。

介護給付費等収入につきましても実績に伴って増額を補正させていただいております。

12 ページから歳出になります。

診療所費の総務費でございますけれども、こちらにつきましても一般管理費及び13 ページにまいりまして研究研修費、医師住宅費につきましても全て事業終了による減額の補正となっております。

14 ページの診療所費、医業費でございますけれども、こちらも基本的には事業終了に伴う減でございますけれども、15 ページの旅費です。特別旅費ということで、応援に6 年度中に来ていただいた先生方の旅費に不足が生じたので、こちら増額で要求をさせていただきました。

16 ページまいりまして医科医療用機械器具費等々につきましても、全て事業終了による減額となっております。

18 ページまいりまして給食費でございますけれども、こちらも事業終了による減額。

公債費につきましても減。

予備費で調整をさせていただいております。

19ページからは給与費明細書となっております。

専決5号については、説明は以上となります。

続きまして、専決第6号 令和6年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

こちらもちも歳入歳出予算の補正ということで、それぞれ、総額からそれぞれ374万5,000円を減額をしまして、総額1億6,035万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

こちらもちも地方自治法の規定に基づきまして専決処分したものでございます。

1ページまいりまして、第1表の歳入でございます。こちらは後期高齢者医療保険料から諸収入までで、それぞれ補正をさせていただきました。

2ページまいりまして歳出でございます。こちらもちも総務費から予備費まで、それぞれに補正をさせていただいております。

5ページ目から説明をいたします。

歳入でございます。後期高齢者医療保険料につきましましては実績に伴う減でございます。

繰入金につきましても額の確定に伴いまして減額とさせていただいております。

6ページまいりまして諸収入につきましても額の確定による減でございます。

7ページから歳出になります。総務費、総務管理費、徴収費につきましましては事業終了に伴う減でございます。

8ページの後期高齢者医療広域連合の納付金につきましても額の確定に伴う減額となっております。

9ページまいりまして公債費、諸支出金、予備費につきましても事業終了に伴いましての減でございます。

専決第6号については以上です。

続いて、専決第7号 令和6年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ということで、歳入歳出予算の総額から2,240万6,000円を

減額しまして、総額を7億8,517万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

こちら地方自治法の規定に基づきまして専決処分をさせていただいたものでございます。

おめくりいただきまして、第1表の歳入でございます。保険料から諸収入まで、それぞれ補正をさせていただいております。

2ページまいりまして歳出です。こちら総務費から3ページの予備費にかけて、それぞれに補正をさせていただいております。

6ページから説明をさせていただきますけれども、歳入の保険料でございます。こちらについては歳入の額が確定したことによる増減となっております。

国庫支出金、国庫補助金でございますけれども、こちら額確定に伴う増減となっております。

県支出金につきましても同様でございます。

7ページまいりまして繰入金でございますけれども、こちらそれぞれに基づきまして額が確定したことによる減となっております。

8ページまいりまして繰入金のその他一般会計繰入金ということで、職員の給与等の繰入金、認定調査員分に不足が生じたので、ここは増額での補正とさせていただいたところでございます。

中段の繰入金でございますけれども、基金繰入金につきましては、今回、基金からの繰入は不要ということで全額減額をさせていただいております。

諸収入につきましては実績に伴います減でございます。

9ページから歳出になります。

総務費の総務管理費。介護認定審査会費につきましては実績に伴います減でございますけれども、認定調査費の委託料につきましては不足が生じたので増額で補正をさせていただいております。

保険給付費の介護サービス等諸費から、11ページ、介護予防サービス等諸費。そして12ページ目の高額介護サービス等費、保険給付費、ずっとそうなんですけれども、これは実績、額の確定に伴う減額となっております。

13 ページの下段にまいりまして地域支援事業費でございます。こちらにつきましても介護予防・生活支援サービス事業費、実績に伴う減。

14 ページまいりまして一般介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費、それぞれに事業の実績に伴う減となっております。

16 ページまいりまして基金積立金でございます。2 段目でございますけれども、介護給付費の準備積立金ということで余剰金が発生しましたので、基金のほうに積み立てるための増額の補正とさせていただきます。

その下、公債費、諸支出金につきましては、全て実績に伴います減となっております。

18 ページ、予備費で調整をさせていただきます。

19 ページ目から給与費明細となっております。

専決第7号については以上です。

専決第8号の説明に移ります。

令和6年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出予算の補正ということで、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,914万8,000円を減額しまして、総額を2億7,498万1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

地方債の補正もございまして、変更につきましては第3表 地方債補正によるものでございます。

こちらも地方自治法の規定に基づきまして専決処分をさせていただいたものでございます。

表紙おめくりいただきまして、第1表の歳入でございます。サービス収入から町債まで、それぞれ補正をさせていただきます。

2 ページまいりまして歳出ですが、こちらも総務費から予備費まで、それぞれに補正をさせていただきます。

3 ページが地方債補正、少々お待ちください。

失礼いたしました。先ほど第3表 地方債補正と申し上げましたけれども、正しくは第2表の地方債補正でございました。修正いたします。

こちらは介護サービス事業でございますけれども、こちら使用しなかったということで限

度額ゼロ円に変更させていただいたものでございます。

6 ページ目から説明いたします。

歳入でございますけれども、サービス収入につきましては介護給付費の収入から自己負担金収入については実績に伴う増減となっております。

使用料及び賃借料につきましても実績に伴う増となっております。

7 ページにまいりまして繰入金でございますけれども、一般会計の繰入金、当初、8, 100 万円を想定してございましたけれども、繰入の額、そこまで必要ないということで3, 000 万円の減とさせていただいたものでございます。

諸収入につきましては、雑入は実績に伴う減でございます。

町債につきましては、こちらは使用しなかったということで全額の減額となっております。

8 ページまいりまして歳出でございます。

総務費、施設管理費の一般管理費につきましては、こちらは事業実績に伴う減でございます。委託料の介護老人保健施設の運営費の委託料につきましては、当初予定していたよりも人件費等が圧縮されたということでの大幅な減となっております。

施設整備費につきましては実績に伴う減でございます。

9 ページまいりまして公債費、諸支出金の償還金につきましても実績に伴う減でございます。

予備費で調整をさせていただきました。

10 ページから給与費明細書になってございます。

○議長（佐藤孝義君） 中央公民館長。

○中央公民館長（目黒祐紀君） 続きまして、専決第9号 令和6年度只見町朝日財産区特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

第1条といたしまして、既定の予算の総額からそれぞれ1万3, 000円を減額をいたしまして、総額をそれぞれ1, 588万7, 000円とするものでございます。

2項におきまして、予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の金額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

地方自治法の規定に基づきまして専決処分をさせていただきました。

おめくりいただきまして、第1表 歳入でございますが、1款、財産収入及び3款、諸収

入。合計しまして1万3,000円の減額となっております。

おめくりいただきまして、2ページ目、歳出でございます。1款、財産管理費及び2款、予備費。合計いたしまして1万3,000円の減額とさせていただきます。

5ページ目から歳入の詳細についてご説明をさせていただきます。

1款、財産収入につきましては存目計上になっておりました売払収入等につきまして収入ございませんでしたので完了による減額をさせていただきます。

諸収入、預金利子につきましては実績によります利子収入の増に伴います増額。

雑入におきましても使用ございませんでしたので実績に基づきまして減額をさせていただきます。

おめくりいただきまして、6ページ目でございます。

財産管理費、一般管理費、8節、旅費から13節、使用料及び賃借料につきまして、事業実績に伴います減額となっております。

予備費で調整をさせていただきます。

報告第9号につきまして、説明は以上でございます。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長。

○総務企画課長（増田栄助君） それでは、専決第10号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組規約の一部変更についてということで、これにつきましては地方自治法第286条第1項の規定に基づきまして、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、また同組合の規約の一部の変更をするものでございます。

内容としましては、南会津地方環境衛生組合につきまして、南会津地方広域市町村圏組合との統合に伴う解散によりまして数の変更等によります規約の変更となっております。

5月16日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） ただ今、説明が終わりました。

これをもって専決第1号から10号までは報告済みといたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎令和6年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第6、報告第2号 令和6年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）を議題とします。

議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） では、報告第2号 令和6年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）についてご報告をさせていただきます。

令和6年度におきまして、年度内に事業完了しなかった部分について繰越をさせていただくものでございます。

民生費につきましては福祉交通事業になります。これについては透析の送迎車の購入。同じく民生費ですが、これは先ほど追加をさせていただいた住民税非課税世帯への支給、給付金の給付事業について繰越をするものです。衛生費につきましては浄化槽設置整備事業、配水管の布設工事になります。農林水産業費については薪ボイラーの設備、建屋の建設整備に伴う部分。商工費につきましては駅前複合施設的设计。土木費については道路補修事業と建物提案型公営住宅買取事業。この外構部分についての繰越。また、教育費につきましては給食センターの備品整備ということで食洗器の購入について総額で翌年度繰越額2億8,243万8,000円となっております。このうち特定財源としまして国庫支出金1億4万6,000円。また町債1億1,960万円。その他一般財源として6,279万2,000円ということで繰越をさせていただいたものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これをもって、報告第2号 令和6年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）は報告済みといたします。



◎令和6年度只見町繰越明許費繰越計算書（簡易水道事業会計）

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第7、報告第3号 令和6年度只見町繰越明許費繰越計算書（簡易水道事業会計）を議題とします。

議案の説明を求めます。

町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） それでは、報告第3号 令和6年度只見町簡易水道事業会計
予算繰越計算書についてご説明をさせていただきます。

地方公営企業法第26条第1項の規定によりまして建設改良費の繰越額についてご説明を
いたします。

款の1、簡易水道事業資本的支出。項の1、建設改良費。事業名でございますが、配水管
の布設工事、第4工区、舗装本復旧工事、只見地区となっております。予算計上額は1億
5,595万3,600円でございます。うち年度内支払額が1億4,219万9,300
円。翌年繰越額が1,375万4,300円となっております。翌年度繰越額の財源の
内訳でございます。地方債490万円。損益勘定留保の資金の中で885万4,300円と
なっております。こちらにつきましては年度内の工期、舗装復旧が施工できなかったため
に翌年度に繰越をさせていただくものとなっております。

以上、報告となります。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これをもって、報告第3号 令和6年度只見町繰越明許費繰越計算書（簡易水道事業会計）
は報告済みとします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎令和6年度只見町繰越明許費繰越計算書（農業集落排水事業会計）

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第8、報告第4号 令和6年度只見町繰越明許費繰越計算
書（集落排水事業）を議題とします。

議案の説明を求めます。

町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 続きまして、報告第4号でございます。

令和6年度只見町農業集落排水事業会計繰越計算書についてご説明を申し上げます。

地方公営企業法の第26条第1項の規定によりまして、建設改良費の繰越額についての説
明でございます。

款の1、農業集落排水事業資本的支出となります。項の1、建設改良費。事業名につきましては排水施設設置工事ということで梁取地区の工事となります。予算の計上額につきましては1,378万6,300円。うち年度内支払額が1,131万200円ということで、翌年度に繰り越す額247万6,100円となっております。こちらの財源の内訳ですが、地方債240万円。損益勘定の留保資金で7万6,100円を充ててございます。こちらにつきましては県営圃場整備事業の兼ね合いがございまして、そういった中で資材の調達が遅れたこと、また、降雪による現場内施工が困難となりまして工期内の完了が不可能となったことによりまして繰越をさせていただくものでございます。

報告については以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これをもって、報告第4号 令和6年度只見町繰越明許費繰越計算書(集落排水事業会計)は報告済みとします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（佐藤孝義君） ここでお諮りします。

町長より、同意第6号から同意第16号、只見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第11として、以下、日程を繰り下げて審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第6号から同意第16号までを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第11として議題とすることに決定しました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） ここでお諮りいたします。

追加日程第1、同意第6号 只見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについ

てから、追加日程第11、同意第16号 只見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認め、追加日程第1、同意第6号 只見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから、追加日程第11、同意第16号 只見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては一括議題とすることに決定しました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎只見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（佐藤孝義君） 追加日程第1、同意第6号 只見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから、追加日程第11、同意第16号 只見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） ただ今、同意第6号から同意第16号まで、一括議題と付されることになりましたので、私から提案理由の説明を申し上げます。

只見町農業委員会委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

令和7年8月11日に任期満了となる農業委員会委員11名について、農業委員会等に関する法律第9条第1項に基づき、募集を行い、応募、推薦をいただいた方を只見町農業委員候補者評価委員会に諮り、審査を経た候補者について任命したく、同法第8条第1項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

まず、任命する方について、住所、氏名につきましては議案につきまして敬称を略させていただきます。

同意第6号の方につきましては、黒谷字東1937番地、吉津榮一。

同意第7号の方につきましては、梁取字沖1141番地の1、山内征久。

同意第8号の方につきましては、福井字後田3番地、渡部理一。

同意第9号の方につきましては、大倉字中地1786番地の1、飯塚春夫。

同意第10号の方につきましては、小川字下村69番地、渡部周一郎。

同意第11号の方につきましては、只見字原676番地の1、小沼一弘。
同意第12号の方につきましては、坂田字仮安平758番地、目黒美樹。
同意第13号の方につきましては、亀岡字山崎574番地の1、齋藤聡。
同意第14号の方につきましては、叶津字居平449番地の2、長谷部克則。
同意第15号の方につきましては、蒲生字上原1168番地、馬場大輔。
そして、同意第16号の方につきましては、二軒在家字鳥喰258番地の1、小島宣是。
以上の方でございます。

どうかご同意をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） この案件は人事案件ですので、質疑・討論を行わず、一括して採決することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、一括して採択いたします。

また、この採決は起立により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 異議なしと認めます。

よって、この採択は起立により行います。

同意第6号 只見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから、同意第16号 只見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを原案のとおり同意するに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤孝義君） 起立多数です。

よって、第6号から同意第16号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎冬期孤立住宅解消事業の改善と鈴木澄雄さん宅の早期解消のお願いについて

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第9、陳情6-12 冬期孤立住宅解消事業の改善と鈴木澄雄さん宅の早期解消のお願いについてを議題といたします。

経済常任委員長の審査報告を求めます。

経済常任委員長、小沼信孝君。

経済常任委員長、登壇願います。

〔経済常任委員長 小沼信孝君 登壇〕

○経済常任委員長（小沼信孝君） それでは、経済常任委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された、下記案件の審査経過並びに結果について下記のとおり報告いたします。

（１）審査事件、陳情６－１２ 冬期孤立住宅解消事業の改善と鈴木澄雄さん宅の早期解消のお願いについて。只見町布沢区。

（２）審査経過。本事件は、令和７年只見町議会１月会議において付託を受け、令和７年３月４日、４月１４日、５月２９日の委員会で審査をした。

（３）審査結果、不採択。

（４）理由。冬期孤立住宅解消事業制度の改善については、今後、移住定住・福祉政策の側面から除雪支援、防災対策としての制度見直し等、状況に応じ検討していかなければならないと考える。本件の工事費用を積算したところ、５千万円を超える金額となった。他地区にも同様の例が複数あるため、今後の町財政を考慮すると困難であると判断した。

以上であります。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これより委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

委員長は自席にお戻りください。

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

ただ今の委員長報告のとおり不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情６－１２は、委員長報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎並滝水路融雪災害復旧事業を令和７年度当初予算に計上をお願いする件

○議長（佐藤孝義君） 続いて、日程第１０、陳情６－１３ 並滝水路融雪災害復旧事業を令和７年度当初予算に計上をお願いする件を議題といたします。

経済常任委員長の審査報告を求めます。

経済常任委員長、小沼信孝君。

〔経済常任委員長 小沼信孝君 登壇〕

○経済常任委員長（小沼信孝君） それでは、経済常任委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された、下記案件の審査経過並びに結果について下記のとおり報告いたします。

（１）審査事件、陳情６－１３ 並滝水路融雪災害復旧事業を令和７年度当初当初予算に計上をお願いする件。只見町布沢区。

（２）審査経過。本事件は、令和７年只見町議会１月会議において付託を受け、令和７年３月４日、４月１４日、５月２９日の委員会で審査をしました。

（３）審査結果、不採択。

（４）理由。災害復旧事業の規定を改善することについては、今後、災害状況に合った見直しが必要と考える。融雪災害としては、当時の積雪量、融雪があった日、災害が起こった日の気象状況などが必要となり、議会として判断基準が無く審査できない。

陳情書にある見積書の工事追加金額が９９０万と多額である。また、本格的復旧工事の実施となれば、調査設計・湧水処理・地盤改良等の工事が必要と判断し不採択とした。

なお、町当局は令和５年度の補助事業において補助金を支出したが、本来の目的を達成せずに現在に至っている。補助事業の在り方と集落任せの事業から起こった事案を重く受け止

め、迅速に町と集落、受益者と協議し補助金が適正に執行され解決するよう努められたい。

以上であります。

○議長（佐藤孝義君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

ただ今の委員長報告のとおり不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情 6－13 は、委員長報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求めることについて

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第 11、請願 7－3 国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。

陳情 7－3 については、会議規則第 62 条第 2 項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情7-3については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

陳情7-3を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤孝義君） 起立多数であります。

したがって、陳情7-3については採択とすることに決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎只見町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第12、発委第2号 只見町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、酒井右一君。

〔議会運営委員会委員長 酒井右一君 登壇〕

○議会運営委員長（酒井右一君） 発委第2号の説明を申し上げます。

只見町議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の発委であります。

上記議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

裏面をご覧ください。

過日、全員協議会でも説明いたしましたが、この条例について、只見町の個人情報の保護

に関する条例の一部を次のように改正いたします。

第2条第9項中、第2条第8項を第2条第9項に改める。

第12条第2項第3号中、第6号を第8号に改める。

第18条第2項第1号中、給与若しくは、の次に、報酬若しくは、を加える。

第19条第1項中、議会の保有する、を削る。

第48条中、前章（第4部を除く。）を第19条から第44条まで、に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

提案理由は、行政手続きにおける特定の個人を選別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、条例で引用する同法の条項に移動が生じたことから、一部を改正し、併せて字句の整理を行うものであります。

以上であります。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

委員長は自席にお戻りください。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発委第2号 只見町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。



◎議員の派遣について

○議長（佐藤孝義君） 続いて、日程第13、発委第3号 議員の派遣についてを議題といたします。

提案者の説明を申し上げます。

議会運営委員会委員長、酒井右一君。

登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 酒井右一君 登壇〕

○議会運営委員長（酒井右一君） 発委第3号ご説明を申し上げます。

議員の派遣について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第100条第13項及び只見町議会会議規則第127条の規定により提出いたします。

裏面をご覧ください。

議員の派遣について。

本議会は、次のとおり議員を派遣するものとします。

1、南会津地方町村議会議員大会。目的、議会の活性化に資するため。2番として、派遣場所は下郷町、下郷ふれあいセンターです。（3）期間、令和7年7月3日の1日間。派遣期間、第4の派遣議員ですね、只見町議会議員12名です。

2として、国道289号八十里越地点開発促進期成同盟会総会及び事業概要説明会。これに派遣です。（1）目的、八十里越地点開発事業促進のため。（2）派遣場所、只見町、季の郷湯ら里。（3）期間、令和7年7月22日の1日間。（4）派遣議員、只見町議会議員12名です。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

委員長はお戻りください。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発委第3号 議員の派遣については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（佐藤孝義君） ここでお諮りします。

矢沢明伸議員より、発議第2号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）が、議会運営委員長より発委第4号 只見町議会議員の定数と報酬に関する調査特別委員会の設置について（案）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第12、追加日程第13として審議したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号、発委第4号を日程に追加し、追加日程第12、追加日程第13として議題とすることに決定しました。

資料を配付させます。

〔資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める
意見書（案）

○議長（佐藤孝義君） 追加日程第12、発議第2号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と、
被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

矢沢明伸君。

9番、矢沢明伸君、登壇願います。

〔9番 矢沢明伸君 登壇〕

○9番（矢沢明伸君） 被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支
援を求める意見書を提案いたします。

提案者、矢沢明伸であります。賛成者は酒井右一、平山真恵美、小沼信孝、菅家忠であり
ます。

被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書
（案）。

上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。
被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書
（案）。

〔「朗読省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤孝義君） 朗読省略という意見ありましたので。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

提案者は自席にお戻りください。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発議第2号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書(案)は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長(佐藤孝義君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎只見町議会議員の定数と報酬に関する調査特別委員会の設置について(案)

○議長(佐藤孝義君) 追加日程第13、発委第4号 只見町議会議員の定数と報酬に関する調査特別委員会の設置について(案)を議題とします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、酒井右一君。

〔議会運営委員長 酒井右一君 登壇〕

○議会運営委員長(酒井右一君) 発委であります。第4号。

只見町議会議員の定数と報酬に関する調査特別委員会の設置について。

上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

裏をご覧ください。

只見町議会議員の定数と報酬に関する調査特別委員会の設置について(案)でございます。

次のとおり、只見町議会議員の定数と報酬に関する調査特別委員会を設置するものとする。

記。1、名称、只見町議会議員の定数と報酬に関する調査特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第109条及び只見町議会委員会条例第4条。3、目的、只見町議会議員の適正な定数、報酬の調査に関すること。4、委員の定数、議長を除く議員全員とします。5、調査研究事項。①議員定数について。②議員報酬について。

以上であります。

○議長(佐藤孝義君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

委員長は自席にお戻りください。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

発委第4号 只見町議会議員の定数と報酬に関する調査特別委員会の設置について（案）
を原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

それでは、議長を除く議員11人で構成する只見町議会議員の定数と報酬に関する調査特別委員会が設置されましたので、委員会条例第7条第2項の規定により特別委員会において正副委員長の互選をお願いします。

なお、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第8条第2項により、互選に関する職務は年長の委員が行うと規定されていますので、山岸国夫委員に臨時委員長をお願いいたします。

只見町議会議員の定数と報酬に関する調査特別委員会の場所は本会議場とします。

委員会の正副委員長が決まり次第、議長に報告をお願いいたします。

ここで、只見町議会議員の定数と報酬に関する調査特別委員会正副委員長選任のため、暫時、休議します。

当局は暫時、退席を願います。

〔当局退席〕

休憩 午後2時41分

再開午後 3 時 13 分

○議長（佐藤孝義君） 開議します。

只見町議会議員の定数と報酬に関する調査特別委員会の委員長に中野大徳君、副委員長に菅家忠君が選任されましたので報告いたします。

審査を終了次第、委員長の責任において審査結果の報告書を作成し、議長に提出されるようお願いいたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎6月会議以降における正副委員長・議員の公務出張等について

○議長（佐藤孝義君） 続いて、6月会議以降における正副議長・議員の公務出張等についてお諮りいたします。

6月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長（佐藤孝義君） ここで、町長より、発言の申し出がありましたので、これを許可します。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） ただ今、議長から発言の許可をいただきましたので、令和7年6月会議が散会されるにあたりまして一言、ご挨拶申し上げます。

本6月会議は、去る10日から本日まで、4日間に亘り慎重に審議をしていただきました。

提案させていただきました議案はじめ、補正予算を含む全議案につきまして、原案どおり可決もしくはご同意を賜りまして誠にありがとうございます。

また、一般質問につきましては10名の方からそれぞれ、貴重なご提言を含む一般質問をいただきました。

直接の要因もしくはその遠因といたしますか、遠くの原因という意味で遠因と申しますが、その背景は全て人口減少、少子化、そういったことが背景にあるものというふうに改めて認識させていただきました。

そういった背景から様々な、今までできていたことができなくなる。そして、将来に向かって、どのような計画を持って、PDCAという考え方を改めてしっかり持って、明るい未来を築いていくのかという、そういったことが改めて問われた議会になったのかなというふうに思っております。

改めまして、一般質問、そして議案審議の中で賜りましたご意見、ご提言、また反省点を踏まえまして、しっかりと今後、行政運営、町政運営に活かしてまいりたいというふうに思います。

時節柄、これから梅雨という季節に入りまして、一方で急に熱中症が起きやすい高温の日もくるかと思えます。どうか議員各位におかれましては体調管理等にくれぐれもご自愛くださいまして、引き続き町政発展のためにご指導、ご尽力を賜りますよう心からお願い申し上げます。6月会議散会にあたっての挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議長あいさつ

○議長（佐藤孝義君） 6月会議の終了にあたりまして議長からも一言、御礼のご挨拶を申し上げます。

今回の6月会議は4日間という期間でありましたが、慎重審議をいただきまして日程どおり全て終了することができました。

ありがとうございました。

町当局におかれましては、一般質問並びに議案審議の中で各議員から出されました厳しい

意見、あるいは提言について特に留意され、町政執行にあたられますようお願いいたします。

議員各位におかれましては、これから日増しに暑くなります。体調の管理には十分注意され、ご活躍いただきますことをお願いいたしまして御礼の挨拶といたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（佐藤孝義君） 上着は皆さん、着ていらっしゃいますね。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労様でした。

（午後 3 時 1 7 分）